

京都市立学校耐震化 PFI 事業
契 約 書 (案)

平成 22 年 5 月

京 都 市

前 文

京都市（以下「甲」という。）は、学校施設の耐震性能の向上を図ることは極めて重要な喫緊の課題であることから、学校施設の耐震化について、耐震診断を平成 17 年度に完了させるとともに、耐震補強工事も並行して実施し、特に平成 21 年度には全国で初めて耐震化に特化した PFI 事業である京都市立小中学校耐震化 PFI 事業を実施するなど、積極的に取組を進めている。

京極小学校、伏見住吉小学校、烏丸中学校、西ノ京中学校及び銅駝美術工芸高等学校の耐震化については、Is 値が低い、コンクリート強度が低い、築年数が古い、工事スペースが狭隘等の課題を有しているため、従来の補強方法では、耐震化の実施は不可、あるいは、補強内容が多様かつ補強箇所数が膨大になる等のために、巨大な仮設校舎が長期間必要となり学校教育活動に甚大な影響を及ぼすことが懸念されていた。また、事業費についても多額になることが見込まれていた。

しかし、最新の技術動向等を踏まえて、耐震化について再度検討した結果、新しい外付工法を導入すること等により、騒音や振動の回避・低減及び校舎の採光・通風の確保等に最大限配慮し、仮設校舎を設置することなく、校舎を使用しながらの耐震化が可能であると判断した。また、民間の資金を活用することで、甲の厳しい財政状況のなか、事業費の節減や財政支出の平準化も期待できると判断した。

そこで、耐震化の実施にあたり非常に厳しい課題を有している上記 5 校の耐震化を、民間事業者の高度なアイデアや事業遂行能力及び資金を活用することにより、学校教育活動への影響を可能な限り低減しながら実施するとともに、事業費の節減及び財政支出の平準化を行い、安全・安心な学校を実現することを本事業の目的とする。

甲は、上記 5 校の耐震補強の設計、施工、定期調査等の業務の実施に当たり、民間企業の設計能力、施工能力、定期調査等能力等を最大限に利用し、また、設計、施工、定期調査等を一括して業務委託することにより、民間企業の創意工夫を求め、コストの適切な管理を目指すため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、京都市学校耐震化 PFI 事業についての入札説明書等（第 1 条第(13)号に定義されたとおり）に従って入札を実施し、最も優れた提案を行った〔応募者〕（以下「乙」という。）を落札者として選定し、乙〔及び乙の協力企業である〔 〕〕は、入札説明書等に従い、本事業を実施するため、平成 22 年〔 〕月〔 〕日に甲と基本協定を締結した。

甲及び乙は、本事業の実施に関して、次のとおり合意する。

- 1 事業名 京都市立学校耐震化 PFI 事業
- 2 履行場所 京都市上京区寺町通石薬師下る西側染殿町 6 5 8 番地他
(別紙 1-1 事業対象校記載の京都市立小・中・高等学校 5 校)
- 3 契約期間 自 京都市学校耐震化 PFI 事業契約の締結について市会の議決
があった日
至 平成 28 年 3 月 31 日
- 4 耐震補強工事完了日 平成 24 年 3 月 31 日
- 5 契約金額 総支払額 金 円
(うち消費税及び地方消費税相当額金 円)
ただし、総支払額等の内訳については、別紙 7 に示すとおりとする。
- 6 契約保証金 保証金額は契約金額のうち耐震補強業務に係る費用(第 1 条第 33 号において定義されたとおり)から割賦手数料を控除した金額(消費税及び地方消費税を含む。)の 100 分の 10 以上とする。ただし、保証を付する方法については、第 50 条による。
- 7 支払条件 別途この契約書中に記載のとおり

本事業について、甲と乙とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
氏名 京都市
代表者 京都市長 []

乙 住所
氏名

目 次

第1章 用語の定義

第1条（定義）	1
---------	---

第2章 総則

第2条（目的）	3
第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	3
第4条（本事業の概要）	3
第5条（本事業遂行の指針）	4
第6条（契約期間）	4
第7条（事業日程）	4
第8条（乙の資金調達等）	4
第9条（乙が第三者に与えた損害）	5

第3章 耐震補強計画の作成

第10条（耐震第二次診断）	5
第11条（進ちよく状況の報告）	6
第12条（耐震補強計画の作成に関する第三者の使用）	6
第13条（第三者使用による責任）	6
第14条（耐震補強計画作成の完了）	6
第15条（甲の請求による耐震補強計画の変更）	7
第16条（乙の請求による耐震補強計画の変更）	8
第17条（不可抗力事由による耐震補強計画変更）	8
第18条（本事業に直接関係する法令の制定又は改正による耐震補強計画変更等）	8
第19条（事由の複合による耐震補強計画変更）	9

第4章 第三者機関の判定取得

第20条（第三者機関の判定取得）	9
第21条（進ちよく状況の報告）	9
第22条（第三者機関の判定取得に関する第三者の使用）	10
第23条（第三者使用による責任）	10
第24条（第三者機関の判定取得の完了）	10

第 2 5 条（第三者機関からの指摘等による耐震補強計画の変更）	10
第 5 章 市の提供する耐震補強計画に基づく耐震補強業務	
第 2 6 条（市の提供する耐震補強計画等に基づく耐震補強業務）	11
第 6 章 実施設計	
第 2 7 条（実施設計）	12
第 2 8 条（進ちょく状況の報告）	12
第 2 9 条（実施設計に関する第三者の使用）	12
第 3 0 条（第三者使用による責任）	13
第 3 1 条（実施設計の完了）	13
第 3 2 条（実施設計の変更等）	13
第 7 章 耐震補強工事	
第 1 節 総則	
第 3 3 条（耐震補強工事に関する基本方針）	14
第 3 4 条（耐震補強工事）	14
第 3 5 条（施工計画書等）	14
第 3 6 条（耐震補強工事に関する許認可及び届出等）	15
第 3 7 条（工事監理者等）	15
第 3 8 条（事業実施場所の管理等）	16
第 3 9 条（耐震補強工事の施工に関する第三者の使用）	16
第 4 0 条（第三者使用による責任）	16
第 4 1 条（耐震補強工事に伴う近隣対策等）	17
第 2 節 甲による確認	
第 4 2 条（甲による説明要求及び事業実施場所立会い等）	17
第 3 節 完了検査	
第 4 3 条（耐震補強工事の完了検査）	18
第 4 節 工期等の変更等	
第 4 4 条（工期等の変更）	19
第 4 5 条（工期の延長変更による費用等の負担）	19
第 4 6 条（工期の遅延による費用等の負担）	20
第 4 7 条（工事の一時中止）	20
第 4 8 条（危険負担等）	21

第 4 9 条（耐震補強工事の ^{かし} 瑕疵担保責任）	22
第 5 節 契約保証金等	
第 5 0 条（契約保証金等）	22
第 8 章 定期調査等	
第 1 節 総則	
第 5 1 条（定期調査等に関する基本方針）	23
第 5 2 条（定期調査等業務）	24
第 5 3 条（年間事業計画書の提出）	24
第 5 4 条（定期調査等に関する第三者の使用）	24
第 5 5 条（報告書等の作成）	24
第 5 6 条（第三者使用による責任）	25
第 9 章 モニタリング	
第 5 7 条（モニタリング）	25
第 10 章 対価の支払い	
第 5 8 条（耐震補強業務費相当額の支払）	26
第 5 9 条（耐震補強業務費に係る前払金の支払方法）	26
第 6 0 条（耐震補強業務費に係る一括支払金の支払方法）	27
第 6 1 条（耐震補強業務費に係る割賦支払金の支払方法）	27
第 6 2 条（耐震補強工事完了の遅延による耐震補強業務費の減額）	28
第 6 3 条（定期調査等業務費相当額の支払）	28
第 6 4 条（定期調査等業務費相当額の支払方法）	28
第 6 5 条（耐震補強業務費相当額及び定期調査等業務費相当額の変更）	29
第 6 6 条（モニタリングによる対価の減額）	29
第 6 7 条（対価の返還）	30
第 11 章 契約の終了	
第 6 8 条（甲による契約解除）	30
第 6 9 条（乙による契約解除）	33
第 7 0 条（任意解除権の留保）	34
第 7 1 条（不可抗力事由への対応）	35
第 7 2 条（本事業に係る直接法令改正等が行われた場合等の解除）	36

第12章 その他

第73条（協議等）	36
第74条（公租公課の負担）	37
第75条（契約上の地位等の譲渡）	37
第76条（秘密保持）	37
第77条（著作権等）	38
第78条（特許権等）	38
第79条（付保すべき保険等）	39
第80条（融資機関との協議）	39
第81条（遅延損害金）	39

第13章 雑則

第82条（請求，通知等の様式等）	39
第83条（準拠法）	40
第84条（管轄裁判所）	40
第85条（契約の確定等）	40
第86条（定めのない事項等）	40

別紙1 事業対象校	41
別紙2 日程表	43
別紙3 各種共通仕様書等	44
別紙4 提出書類	45
別紙5 年間事業計画書	52
別紙6 モニタリングの方法及びモニタリング結果等に基づく対価の減額方法	53
別紙7 支払金額等	58
別紙8 耐震補強業務に係る費用の対価の決定方法	62
別紙9 耐震補強業務費相当額及び定期調査等業務費相当額の改定方法	63
別紙10 不可抗力による追加費用又は損害の負担割合	65
別紙11の1 乙に付保が義務づけられている保険契約	66
別紙11の2 乙の提案により任意に付保される保険契約	68

京都市学校耐震化 PFI 事業に関して、甲及び乙の間で、以下のとおり民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る契約（以下「本件契約」という。）を締結する。

第 1 章 用語の定義

（定義）

第 1 条 本件契約において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業対象校 別紙 1-1 に記載する京都市立小・中・高等学校 5 校をいう。
- (2) 本事業 第 4 条に記載する業務により構成される事業をいう。
- (3) 事業実施場所 別紙 1-1 に記載する事業対象校において本事業を実施するに当たって必要となる場所をいう。
- (4) 耐震補強対象棟 要求水準書に記載する本事業における耐震補強業務の対象となる棟をいう。
- (5) 定期調査等対象棟 要求水準書に記載する本事業における定期調査等業務の対象となる棟をいう。
- (6) 実施方針 本事業に関し、平成 22 年 3 月 30 日付で公表された「京都市立学校耐震化 PFI 事業実施方針」をいう。
- (7) 実施方針に関する質問への回答 実施方針に関して提出された質問書を基に甲が作成し配布した平成 22 年 4 月 26 日付回答書をいう。
- (8) 入札説明書 本事業に関し、平成 22 年 5 月 14 日付で公表された「京都市立学校耐震化 PFI 事業入札説明書」をいう。
- (9) 要求水準書 入札説明書添付の平成 22 年 5 月 14 日付で公表された「要求水準書」をいう。
- (10) 要求水準 要求水準書に記載された、乙が本事業の遂行に当たって満たすべき最低水準をいう。
- (11) 事業者提案書類 乙が本事業への入札参加時に甲に提出した一切の書類をいう。
- (12) 提案水準 要求水準を全て満たす事業者提案書類において提案された内容及び水準をいう。
- (13) 入札説明書等 入札説明書及びこれに添付される入札説明書別紙として又は追加で甲が提示する要求水準書、落札者選定基準その他の資料をいう。
- (14) 入札説明書等への回答 平成 22 年 5 月 14 日付で公表された入札説明書等に関して提出された質問書を基に甲が作成し配布した平成 22 年 6 月 14 日付及び平成

22年7月23日付回答書をいう。

- (15)各種共通仕様書等 別紙3に記載する仕様書等をいう。
- (16)不可抗力事由 暴風、豪雨、洪水、台風、地震、地滑り、落盤、落雷、大雪、戦争、火災、不慮の事故、ストライキ、ロックアウト、暴動、伝染病、内乱、革命、爆発、外部電源からの長期の電力供給停止等の自然災害又は人為的な事象であって、社会通念上求められる一切の注意や予防方法を講じても損害を防止できないもので、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。
- (17)本事業に直接関係する法令 特に本事業と類似のサービスに関する事項を直接的に規定することを目的とした法令であって、本事業に直接関係する新税並びに消費税及び地方消費税に関する法令も含まれるが、これに該当しない法人税その他の税制及び乙に対して一般に適用される法律は含まれないものとする。
- (18)完了検査 耐震補強工事が提案水準を満たした状態で完了したことを確認するために必要な検査で本件契約で完了検査として定める検査をいう。
- (19)甲の休日 京都市の休日を定める条例第1条に規定する甲の休日をいう。
- (20)融資機関 本事業に関して乙に融資する銀行、信託銀行、保険会社、証券会社等の金融機関をいう。
- (21)本件契約上の秘密 甲及び乙が本件契約上の義務の履行又は本件契約上の権利の行使に際して知り得た情報で、一般に公開されていないものをいう。ただし、本件契約締結前に既に、自ら保有していたもの及び公知であったもの並びに本件契約に関して知った後、自らの責めによらずして公知になったもの及び正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなく取得したものを除く。
- (22)本件秘密文書等 本件契約上の秘密が記載された文書及び本件契約上の秘密が記録された電磁的記録をいう。
- (23)事業年度 各年の4月1日から翌年3月31日までをいう。
- (24)上期 各年の4月1日から9月30日までをいう。
- (25)下期 各年の10月1日から翌年3月31日までをいう(ただし、平成22年度のみ事業契約締結の日から平成22年3月31日までをいう。)
- (26)耐震補強計画の作成 本件で乙が行うべき耐震補強計画作成業務で、その詳細は本件契約、要求水準書及び事業者提案書類に記載のとおりものをいう。
- (27)第三者機関の判定取得 本件で乙が作成すべき耐震補強計画に係る第三者機関の判定取得で、その詳細は本件契約、要求水準書及び事業者提案書類に記載のとおりものをいう。
- (28)実施設計 本件で乙が行うべき実施設計業務で、その詳細は本件契約、要求水

準書及び事業者提案書類に記載のとおりのもをいう。

(29)耐震補強工事 本件で乙が耐震補強業務として行う工事をいう。

(30)工事監理 本件で耐震補強工事について行われる工事監理業務で、その詳細は本件契約、要求水準書及び事業者提案書類に記載のとおりのもをいう。

(31)耐震補強業務 本件で乙が行うべき耐震補強計画の作成、第三者機関の判定取得、実施設計、耐震補強工事並びに工事監理業務で、その詳細は本件契約、要求水準書及び事業者提案書類に記載のとおりのもをいう。

(32)定期調査等業務 本件で乙が行うべき建築基準法第12条で求められる調査・点検・報告・検査等の諸業務で、その詳細は本件契約、要求水準書及び事業者提案書類に記載のとおりのもをいう。

(33)耐震補強業務に係る費用 耐震補強計画の作成、耐震補強計画に係る第三者機関の判定取得、実施設計、耐震補強工事、工事監理並びにこれらに付随する業務の対価（消費税、地方消費税及び割賦手数料を含む。）をいう。

(34)定期調査等業務に係る費用 定期調査等業務及びこれらに付随する業務の対価（消費税及び地方消費税を含む。）をいう。

第2章 総則

(目的)

第2条 本件契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業者による事業の趣旨の尊重)

第3条 乙は、本事業が、事業対象校を対象として行われる事業であって、高度の公共性を有すること及び甲が事業対象校の管理者の立場にあることを十分理解し、本事業の実施に当たり、その趣旨を尊重する。

2 甲は、本事業が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

(本事業の概要)

第4条 本事業は、事業対象校の耐震化の実施に当たっての耐震補強計画の作成、第三者機関の判定取得、実施設計、耐震補強工事、工事監理、定期調査等業務並びにこ

れらに付随し関連する一切の業務により構成される。

(本事業遂行の指針)

第5条 甲及び乙は、本事業を、本件契約、実施方針、実施方針に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等への回答及び事業者提案書類に従って遂行しなければならない。

2 乙は、本件契約と前項記載のその他の文書との間に内容の相違がある場合は本件契約の内容を優先する。

3 本件契約に記載のない事項についてその他の書類相互間に内容の相違がある場合には、以下の順に従って本事業を遂行するものとする。

(1) 入札説明書等への回答

(2) 入札説明書等

(3) 実施方針及び実施方針に関する質問への回答

(4) 事業者提案書類

なお、同一順位の書類内に内容の相違がある場合には、甲の選択に従うものとする。ただし、上記(4)の事業者提案書類内における内容相違がある場合については、甲は事前に乙と協議したうえで判断するものとする。

(契約期間)

第6条 本件契約の期間は、京都市会の議決により本件契約の効力が生じた日から平成28年3月31日までとする。

(事業日程)

第7条 本事業は、日程表(別紙2)に従って実施されるものとする。

(乙の資金調達等)

第8条 本事業について乙のなすべき義務の履行に関連する一切の費用と責任は、すべて乙が負担するものとし、また本事業に関する乙の資金調達は、すべて乙が自己の責任において行うものとする。

2 乙は、本事業に関する資金調達に関して、国等の公的機関からの財政上及び金融上の支援(当該支援以外の乙の資金調達に支障を来さない範囲のものをいう。以下同じ。)が適用される場合には、活用を検討するものとする。

3 甲は、本事業を実施するに当たり、財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、乙が当該支援を受けることができるよう努めるものとする。

る。

(乙が第三者に与えた損害)

第9条 乙が本事業を行うにつき、第三者に損害を与えた場合、乙は当該第三者に対して、法令に基づき必要な損害賠償をしなければならない。

2 甲は、前項に規定する損害を甲が第三者に賠償する場合、事前に乙に通知するものとし、甲が第三者に対する賠償を行ったときは、乙に対し、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかにその全額を支払わなければならない。

第3章 耐震補強計画の作成

(耐震補強計画の作成)

第10条 乙は、本件契約の締結後速やかに、法令を遵守のうえ、本件契約、実施方針、実施方針に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等への回答、及び事業者提案書類に基づき、かつ、各種共通仕様書等を遵守のうえ、市が提供した耐震第二次診断報告書等を踏まえ、甲と協議のうえ、自己の責任及び費用において、耐震補強計画を作成するものとする。

2 乙は、耐震補強計画作成業務の開始時に、別紙4に定める書類を甲に提出する。

3 乙は、既存の建物や設備機器、配管等への影響が極力少なくなるよう配慮して、第1項所定の計画作成を行わなければならない。

4 乙は、甲と十分協議のうえ、第1項所定の計画作成を行わなければならない。

5 乙は、本章に規定する耐震補強の計画作成及びこれに付随して行う業務を実施するに当たっては、その時期及び実施方法等について、事前に甲と十分に協議し、学校教育活動に支障がないよう留意しなければならない。

6 乙が前各項に規定する耐震補強計画の作成及び事前調査を行った結果、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、当該誤り又は欠陥について乙が合理的に要求される努力を尽くしても事業者提案書類提出時において推測することが不可能又は著しく困難であったと客観的に認められる場合には、当該追加費用のうち合理的な費用を甲が負担するものとし、その余の場合は乙が負担するものとする。甲が当該追加費用を負担する場合、乙は、追加費用を低減するよう最大限努力しなければならない。

(1) 甲が乙に提供した耐震第二次診断報告書に誤りがあることが判明し、これにより

事業者提案書類の耐震補強計画等の提案内容に見直しが必要となる場合

(2) 既存校舎等の構造等に重大な欠陥が判明し、これにより事業者提案書類の耐震補強計画等の提案内容に見直しが必要となる場合

7 前項により甲が当該追加費用を負担することになる場合、乙は、追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。また、この場合に、乙が、第35条第1項に規定する施工計画書記載の工期その他の内容、要求水準又は提案水準（以下「施工計画書記載の工期等」という。）を遵守できないことを理由として、甲に対し、施工計画書記載の工期等の変更を請求したときは、甲と乙は協議により当該変更の当否を定めるものとし、協議が調わない場合には、第44条第3項の規定に従うものとする。

(進ちょく状況の報告)

第11条 乙は、甲に対し、各事業実施場所についての耐震補強計画作成の進ちょく状況に関して、定期的に報告しなければならない。

2 前項にかかわらず、甲は、耐震補強計画作成の進ちょく状況に関して、適宜、乙に対して報告を求めることができるものとする。

3 甲は、前2項の報告を理由として、耐震補強業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(耐震補強計画の作成に関する第三者の使用)

第12条 乙は、耐震補強計画の作成業務を行うに当たって第三者を使用する場合は、事前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。

なお、当該第三者が更に第三者を使用する場合にも甲の事前の承諾を得ることを、乙が当該第三者を使用する場合についての甲の承諾条件とする。

(第三者使用による責任)

第13条 前条の耐震補強計画の作成業務に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行うものとし、耐震補強計画の作成業務に関して乙が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとし、甲は当該第三者の使用に起因する追加費用又は損害を一切負担しない。但し、甲が当該第三者に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

(耐震補強計画作成の完了)

第 14 条 乙は、耐震補強につき事業対象校単位で耐震補強計画の作成を行い、これらを完了した場合には、そのつど、甲に対し、速やかに別紙 4 に定める書類等を提出する。

- 2 甲は、別紙 4 に定める書類等と本件契約、実施方針、実施方針に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等への回答及び事業者提案書類との間に客観的な不一致があることが判明したときは、速やかに当該不一致を生じている耐震補強計画の箇所及びその内容を乙に対して通知し、修正することを求めることができる。
- 3 乙が前項の規定による通知を受領した場合、乙は、自己の責任と費用において、速やかに当該不一致を是正し、是正結果を甲に報告し、甲は速やかにその結果を確認する。
- 4 前項に基づく是正に起因する耐震補強工事の施工の遅延による追加費用等の負担は、第 45 条第 2 項及び第 46 条第 1 項の規定に従うものとする。
- 5 甲は、第 1 項に規定する書類等を受領したこと、乙に対して第 2 項に規定する通知を行ったこと又は第 3 項の規定に従い確認を行ったことのいずれを理由としても、耐震補強業務の全部又は一部のいずれについても何らの責任を負担するものではない。

(甲の請求による耐震補強計画の変更)

第 15 条 甲は、必要があると認めるときは、別紙 4 に定める書類等の完成前であると完成後であるとを問わず、乙に対して、事業者提案書類の範囲を逸脱しない限度で、第三者機関の判定取得前に限り、変更内容を記載した書面を交付して、耐震補強計画の変更を求めることができる。この場合、乙は、当該変更の要否及び乙の本事業の実施に与える影響を検討し、甲に対して甲からの耐震補強計画変更請求を受けてから 14 日以内に、その検討結果を通知しなければならない。甲は、かかる乙の検討結果を踏まえて耐震補強計画変更の要否を最終的に決定し、乙に通知する。

- 2 甲が、事業者提案書類の範囲を逸脱する耐震補強計画変更の提案を行った場合、乙はその当否及び費用負担について甲との協議に応じるものとし、協議が調った場合には、耐震補強計画の変更を合意して実施するものとする。
- 3 第 1 項又は前項の規定に従い、甲の求め又は提案に基づき、乙が耐震補強計画の変更を行った場合に、当該変更により乙に追加費用又は損害が発生したときは、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求し、甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲において負担するものとし、負担方法については乙と協議する。但し、当該計画変更が乙の責めに帰すべき事由により必要となった場合は、当該追加費用又は損害は乙が負担するものとする。また、当該計画変更により、

本件契約に基づく乙の業務に係る費用が増減したときは、第 10 章の規定に基づいて支払われる対価の支払額を増減する。

- 4 第 1 項の計画変更起因する施工計画書記載の工期等の変更については、第 44 条を準用する。

(乙の請求による耐震補強計画の変更)

第 16 条 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、耐震補強計画の変更を行うことはできないものとする。

- 2 前項の規定により乙が甲の事前の承諾を得て耐震補強計画の変更を行う場合、当該変更により乙に追加費用又は損害が発生したときは、乙が当該費用を負担するものとする。当該計画変更により、本件契約に基づく乙の業務にかかる費用が減少したときは、第 10 章の規定に基づいて支払われる対価の支払額を減額する。

- 3 第 1 項の計画変更起因する施工計画書記載の工期等の変更については、第 44 条第 2 項及び同条第 3 項を準用する。

(不可抗力事由による耐震補強計画変更)

第 17 条 不可抗力事由により、耐震補強計画の変更が必要となったときは、乙は、甲の承諾を得て、当該計画変更を行うものとする。

- 2 前項の規定により、乙が耐震補強計画の変更を行う場合、当該変更により乙の耐震補強業務に関して追加費用又は損害が発生したときは、甲は、当該追加費用又は損害を合理的な範囲において負担するものとする。この場合、乙は、追加費用又は損害の内訳及びそれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。また、当該計画変更により、本件契約に基づく乙の業務に係る費用が増減したときは、第 10 章の規定に基づいて支払われる対価の支払額を増減する。

- 3 第 1 項の設計変更起因する施工計画書記載の工期等の変更については、第 44 条第 1 項及び同条第 3 項を準用する。

(本事業に直接関係する法令の制定又は改正による耐震補強計画変更等)

第 18 条 本事業に直接関係する法令の制定又は改正（以下「法令改正等」という。）により、耐震補強計画の変更が必要となったときは、乙は、甲の承諾を得て、当該計画変更を行うものとする。

- 2 前項の規定により、乙が、耐震補強計画の変更を行う場合、当該変更により乙に追加費用又は損害が発生したときは、甲は、当該追加費用又は損害を合理的な範囲において負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合、乙は追

加費用又は損害の内訳及びそれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。また、当該計画変更により、本件契約に基づく乙の業務に係る費用が増減したときは、第10章の規定に基づいて支払われる対価の支払額を増減する。

- 3 第1項に定める場合以外の法令改正等による耐震補強計画の変更に係る費用等は、乙の負担とする。
- 4 第1項又は前項の計画変更に起因する施工計画書記載の工期等の変更については、第44条第1項及び同条第3項を準用する。

(事由の複合による耐震補強計画変更)

第19条 第15条から前条までの各条項に規定する事由の全部又は一部が複合してなされた計画変更に起因して、甲及び乙に追加費用又は損害が発生したときのそれぞれの負担額については、その変更事由ごとに、変更に与えた影響度合いを算出し、これらを^{あん}按分したうえで前4条を適用して、甲、乙がそれぞれ負担する追加費用及び損害の額を決定する。

第4章 第三者機関の判定取得

(第三者機関の判定取得)

第20条 乙は、第3章に基づく耐震補強計画の作成の各完了後速やかに、法令を遵守のうえ、本件契約、実施方針、実施方針に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等への回答、及び事業者提案書類に基づき、かつ、各種共通仕様書等を遵守のうえ、自己の責任及び費用負担において、第三者機関の判定取得を行うものとする。甲は、乙が第三者機関の判定取得の申請につき協力を求めた場合、必要に応じて協力を行うものとする。

- 2 乙は、前項の第三者機関の判定取得を行うに当たっては、学校教育活動に支障のないよう、その実施日程及び実施方法等について、甲と十分協議し、実施するものとする。

(進ちょく状況の報告)

第21条 乙は、甲に対し、第三者機関の判定取得の進ちょく状況に関して、定期的に報告しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、甲は、第三者機関の判定取得の進ちょく状況に関して、適宜、乙に対して報告を求めることができるものとする。
- 3 甲は、前2項の報告を理由として、耐震補強業務の全部又は一部について何らの

責任を負担するものではない。

(第三者機関の判定取得に関する第三者の使用)

第 22 条 乙は、第三者機関の判定取得業務を行うに当たって第三者を使用する場合は、事前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。

なお、当該第三者が更に第三者を使用する場合にも甲の事前の承諾を得ることを、乙が当該第三者を使用する場合についての甲の承諾条件とする。

(第三者使用による責任)

第 23 条 前条の第三者機関の判定取得業務に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行うものとし、第三者機関の判定取得業務に関して乙が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとし、甲は当該第三者の使用に起因する追加費用又は損害を一切負担しない。但し、甲が当該第三者に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

(第三者機関の判定取得の完了)

第 24 条 乙は、各耐震補強対象棟単位で第三者機関の判定取得を行い、これらを完了した場合には、そのつど、甲に対し、速やかに別紙 4 に定める書類等を提出する。

2 甲は、別紙 4 に定める書類等と本件契約、実施方針、実施方針に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等への回答及び事業者提案書類との間に客観的な不一致があることが判明したときは、速やかに当該不一致を生じている耐震補強計画の箇所及びその内容を乙に対して通知し、修正することを求めることができる。

3 乙が前項の規定による通知を受領した場合、乙は、自己の責任と費用において、速やかに当該不一致を是正し、是正結果を甲に報告し、甲は速やかにその結果を確認する。

4 前項に基づく是正に起因する耐震補強工事の施工の遅延による追加費用等の負担は、第 45 条第 2 項及び第 46 条第 1 項の規定に従うものとする。

5 甲は、第 1 項に規定する書類等を受領したこと、乙に対して第 2 項に規定する通知を行ったこと又は第 3 項の規定に従い確認を行ったことのいずれを理由としても、耐震補強業務の全部又は一部のいずれについても何らの責任を負担するものではない。

(第三者機関からの指摘等による耐震補強計画の変更)

第 25 条 乙は、第三者機関からの指摘により耐震補強計画の変更を行う必要が生じ当該変更により乙に追加費用若しくは損害が発生したときは、原則として乙が当該費用を負担するものとする。ただし、当該追加費用又は損害発生の原因が甲の責めに帰すべき事由による場合、不可効力事由による場合、又は本事業に直接関係する法令改正等による場合には、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求し、甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲において負担するものとし、負担方法については乙と協議する。

2 前項の耐震補強計画の変更に起因する施工計画書記載の工期等の変更については、第 44 条第 1 項乃至同条第 3 項を準用する。

第 5 章 市の提供する耐震補強計画に基づく耐震補強業務

(市の提供する耐震補強計画等に基づく耐震補強業務)

第 26 条 前 2 章の定めにかかわらず、耐震補強対象棟のうち、別紙 1 - 2 記載の対象棟については、乙は、耐震補強計画の作成及び第三者機関の判定取得を実施せず、甲が乙に提供した耐震補強計画に基づき実施設計、耐震補強工事及び工事監理を実施するものとする。

2 別紙 1 - 2 記載の対象棟について、甲が乙に提供した耐震補強計画に変更が生じた場合、耐震補強計画の当該変更は、本件で乙が行うべき耐震補強業務に含まれるものとする。

3 別紙 1 - 2 記載の対象棟について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、当該誤り又は欠陥について乙が合理的に要求される努力を尽くしても事業者提案書類提出時において推測することが不可能又は著しく困難であったと客観的に認められる場合には、当該誤り及び欠陥に起因して乙に生じた追加費用のうち、合理的な費用を甲が負担するものとし、その余の場合は乙が負担するものとする。甲が当該追加費用を負担する場合、乙は、追加費用を低減するよう最大限努力しなければならない。

(1) 甲が乙に提供した耐震第二次診断報告書又は耐震補強計画に誤りがあることが判明し、耐震補強計画等に見直しが必要となる場合

(2) 既存校舎等の構造等に重大な欠陥が判明し、耐震補強計画等に見直しが必要となる場合

4 前項により甲が当該追加費用を負担することになる場合、乙は、追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。また、この場合に、乙が、

施工計画書記載の工期等を遵守できないことを理由として、甲に対し、その変更を請求したときは、甲と乙は協議により当該変更の当否を定めるものとし、協議が調わない場合には、第44条第3項の規定に従うものとする。

- 5 第3項の規定以外の事由により、甲が乙に提供した耐震補強計画の変更並びにこれに伴う費用負担等が発生した場合は、第15条乃至第19条の規定を準用するものとする。

第6章 実施設計

(実施設計)

第27条 乙は、第4章に基づく第三者機関の判定取得の各完了後速やかに（前章に基づき耐震補強計画作成等を実施しない耐震補強対象棟の場合は、本件契約の締結後速やかに）、法令を遵守のうえ、本件契約、実施方針、実施方針に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等への回答、及び事業者提案書類に基づき、かつ、各種共通仕様書等を遵守のうえ、自己の責任及び費用負担において、実施設計を行うものとする。甲は、乙が実施設計につき協力を求めた場合、必要に応じて協力を行うものとする。

- 2 乙は、前項の実施設計を行うに当たっては、学校教育活動に支障のないよう、その実施日程及び実施方法等について、甲と十分協議し、実施するものとする。

(進ちょく状況の報告)

第28条 乙は、甲に対し、実施設計の進ちょく状況に関して、定期的に報告しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、甲は、実施設計の進ちょく状況に関して、適宜、乙に対して報告を求めることができるものとする。
- 3 甲は、前2項の報告を理由として、実施設計業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(実施設計に関する第三者の使用)

第29条 乙は、実施設計業務を行うに当たって第三者を使用する場合は、事前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。

なお、当該第三者が更に第三者を使用する場合にも甲の事前の承諾を得ることを、乙が当該第三者を使用する場合についての甲の承諾条件とする。

(第三者使用による責任)

第 30 条 前条の実施設計業務に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行うものとし、実施設計業務に関して乙が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとし、甲は当該第三者の使用に起因する追加費用又は損害を一切負担しない。但し、甲が当該第三者に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

(実施設計の完了)

第 31 条 乙は、各耐震補強対象棟単位で実施設計を行い、これらを完了した場合には、そのつど、甲に対し、速やかに別紙 4 に定める書類等を提出する。

2 甲は、別紙 4 に定める書類等と本件契約、実施方針、実施方針に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等への回答及び事業者提案書類との間に客観的な不一致があることが判明したときは、速やかに当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を乙に対して通知し、修正することを求めることができる。

3 乙が前項の規定による通知を受領した場合、乙は、自己の責任と費用において、速やかに当該不一致を是正し、是正結果を甲に報告し、甲は速やかにその結果を確認する。

4 前項に基づく是正に起因する耐震補強工事の施工の遅延による追加費用等の負担は、第 45 条第 2 項及び第 46 条第 1 項の規定に従うものとする。

5 甲は、第 1 項に規定する書類等を受領したこと、乙に対して第 2 項に規定する通知を行ったこと又は第 3 項の規定に従い確認を行ったことのいずれを理由としても、耐震補強業務の全部又は一部のいずれについても何らの責任を負担するものではない。

(実施設計の変更等)

第 32 条 実施設計の変更並びにこれに伴う費用負担等については、第 10 条第 6 項及び第 7 項、並びに第 15 条乃至第 19 条の規定を、「耐震補強計画」を「実施設計」と読み替えて準用するものとする。

第 7 章 耐震補強工事

第1節 総則

(耐震補強工事に関する基本方針)

第33条 乙は、本章に規定する耐震補強工事及びこれに付随して行う業務を実施するに当たっては、その時期（施工時間帯を含む。）及び実施方法等について、事前に甲と十分に協議し、学校教育活動に支障がないよう留意しなければならない。また、乙は、施工期間中の各事業実施場所における別途工事の予定を事前に甲に確認し、甲を通じて別途工事の請負業者と十分に調整を行ったうえ、学校教育活動に支障がないよう、第35条に定める施工計画書及び週間工程表を作成しなければならない。

(耐震補強工事)

第34条 乙は、本件契約、実施方針、実施方針に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等への回答、事業者提案書類、別紙4に定める各書類等並びに本件契約書添付の日程表（別紙2）及び第35条第1項に規定する施工計画書に従い、かつ、各種共通仕様書等を遵守して、耐震補強工事を行わなければならない。

- 2 仮設、施工方法その他耐震補強工事を行うために必要な一切の業務手段については、事業者提案書類及び別紙4に定める各書類等において特に提案されているものも含め、乙が自己の責任において行うものとする。
- 3 乙は、耐震補強工事に必要な工事用電力、水道、ガス等をすべて自己の費用及び責任において調達しなければならない。
- 4 乙は、耐震補強工事の施工に際し、樹木、排水溝、室内照明、自火報感知器、冷暖房設備等の既存物の移設が必要となる場合には、甲と協議し、甲の指示に基づき、各種共通仕様書等を遵守のうえ、これらを移設し、速やかに機能回復等を行うものとする。ただし、甲が、機能回復等を不要としたものについては、この限りでない。
- 5 乙が耐震補強工事を行った結果、第10条第6項(1)又は(2)のいずれかに掲げる事由に該当するときは、当該誤り又は欠陥について乙が合理的に要求される努力を尽くしても事業者提案書類提出時及び当該工事着手前において推測することが不可能又は著しく困難であったと客観的に認められる場合には、当該追加費用のうち、合理的な費用を甲が負担するものとし、その余の場合は乙が負担するものとする。甲が当該追加費用を負担する場合、乙は、追加費用を低減するよう最大限努力しなければならない。

(施工計画書等)

第35条 乙は、甲と協議のうえ、耐震補強工事の着工前に事業対象校ごとの工期を明

示した施工計画書（工事全体工程表を含む。）を甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。

- 2 乙は、別途甲との間の協議により定める期限までに、甲と協議のうえ、事業対象校ごとに同期限の翌週及び翌々週の週間工程表（施工時間帯の記載を含む。以下同じ。）を甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の工事全体工程表及び前項の週間工程表に従い、耐震補強工事に着手し遂行するものとする。
- 4 乙は、耐震補強工事期間中、事業実施場所に常に工事記録を整備させなければならない。
- 5 甲は、乙に対し、施工体制台帳（建設業法第24条の7に規定する施工台帳をいう。）の閲覧及び施工体制にかかる事項についての報告を求めることができる。

（耐震補強工事に関する許認可及び届出等）

第36条 乙は、耐震補強工事に関する本件契約上の義務を履行するために必要となる許認可等の取得、届出等の一切を自己の責任において行う。

- 2 乙が甲に対して協力を求めた場合、甲は乙による前項の許認可等の取得及び届出等に必要な資料の提出等についての必要な協力を行うものとする。
- 3 乙が、第1項の許認可の申請に当たって、関係所轄官庁との間で協議を行った場合には、当該協議録を作成、保管し、甲から提出を求められた場合には、速やかにこれを提出するものとする。

（工事監理者等）

第37条 乙は、耐震補強工事の施工に着工する前に、自らの責任及び費用により各事業対象校に工事監理者を配置し、配置後速やかに甲に対して当該配置の事実を通知するとともに、工事監理者をして、別紙4に定める書類を甲に提出させるものとする。

- 2 乙は、各事業実施場所を監理する工事監理者をして、工事監理記録を作成させたうえ、乙を通じ、毎月一度以上、工事監理の状況を甲に報告させるものとし、甲が要請したときは、随時報告を行わせるものとする。
- 3 乙は、品質の管理を行うため、甲と協議のうえ、要求性能達成確認計画書を作成し、甲の承認を得るとともに、各対象補強対象棟単位で工事監理業務が完了するごとに、当該計画書に基づき、工事監理記録等の内容を検査のうえ、その結果を要求性能達成確認報告書として甲に報告するものとする。
- 4 乙は、事業対象校単位で耐震補強工事の施工が完了するごとに、当該事業実施場

所を監理する工事監理者をして、工事検査を行わせるとともに、甲に対して完成確認報告を行わせたいうえ、別紙4に定める書類を甲に提出させるものとする。

- 5 乙は、甲に対し、各事業対象校において、前項の検査を行う7日前（当該日が甲の休日に当たる場合は、直前の甲の開庁日）までに、甲に対して、当該検査の日程を通知する。
- 6 甲は、当該工事検査に立会うことができる。ただし、甲は、工事検査への立会いを理由として、何らの責任を負担するものではない。
- 7 乙は、甲の工事検査への立会いの有無を問わず、甲に対して工事検査の結果を工事検査実施後1箇月以内に検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。
- 8 乙は、工事監理者が工事監理を行い、かつ、本条の規定を遵守するうえで必要となる協力を行う。

（事業実施場所の管理等）

第38条 乙は、耐震補強工事を実施するに当たり、使用が必要となる駐車場、資材置場等の場所、設備等について、使用場所ごと又は設備等ごとに、事前に、甲に対してその使用期間を明らかにした届出を行い、甲から使用についての承諾を得なければならない。

- 2 乙は、甲が使用を承諾した期間、善良なる管理者の注意義務をもって前項の規定による使用についての承諾を得た場所、設備等の管理を行う。

（耐震補強工事の施工に関する第三者の使用）

第39条 乙は、耐震補強対象棟ごとに耐震補強工事の一部に限って第三者に再委託し、又は請け負わせることができるものとし、各当該対象棟に関する工事の全部を第三者に再委託し、又は請け負わせることはできない。

- 2 乙は、施工に当たって第三者を使用するときは、事前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。

なお、当該第三者が更に第三者を使用する場合にも事前に甲に届け出てその承諾を得ることを、当該第三者を使用する場合についての甲の承諾条件とする。

（第三者使用による責任）

第40条 前条の耐震補強工事に関する第三者（工事監理者を含む。以下同じ）の使用はすべて乙の責任において行うものとし、耐震補強工事に関して乙が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき

事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとし、甲は当該第三者の使用に起因する追加費用又は損害を一切負担しない。但し、甲が当該第三者に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

(耐震補強工事に伴う近隣対策等)

第 41 条 乙は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、臭気、有害物質の排出、熱風、温風、光害、粉塵の発生、交通渋滞その他耐震補強工事により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施する。

2 乙はこの近隣対策の実施について、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

3 乙は、甲の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として、第 35 条第 1 項に規定する施工計画を変更することはできない。

4 近隣調整の結果、乙に生じた費用については、乙が負担するものとする。ただし、乙が、要求水準書を遵守し、かつ合理的な範囲の近隣対策を実施しているにもかかわらず、乙に生じた合理的な範囲内の追加費用又は損害については、甲が負担するものとする。

第 2 節 甲による確認

(甲による説明要求及び事業実施場所立会い等)

第 42 条 甲は、随時、耐震補強工事が、別紙 4 の各書類等、本件契約、実施方針、実施方針に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等への回答及び事業者提案書類に従い、施工されていることを確認できるものとする。この場合において、甲は、耐震補強工事の状況その他について、乙に事前に通知したうえで、乙又は第 39 条に規定する第三者に対してその説明を求めることができるものとし、また、乙に対する事前の通知を行うことなく、随時、事業実施場所において当該状況を自ら立会いのうえ確認することができるものとする。ただし、立会い開始に際しては、事業実施場所において乙の現場責任者に連絡し、その安全管理上の指示に従うものとする。

2 乙は、前項に規定する施工の状況その他についての説明及び甲による確認の実施につき、甲に対して最大限の協力を行うものとし、また、第 39 条に規定する第三者をして、甲に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。

3 第 1 項に規定する説明又は確認の結果、耐震補強工事の状況が別紙 4 の各書類等、本件契約、実施方針、実施方針に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書

等への回答及び事業者提案書類の内容を客観的に逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めるものとし、乙はこれに従わなければならない。この場合において、甲が必要と認めるときは、是正の指示の対象となった事項が是正されるまでの間、工事の一時停止を指示することができるものとする。かかる工事の一時停止に伴う施工計画書記載の工期等の変更により乙に追加費用又は損害が生じた場合、第47条第2項の定めにかかわらず、乙が当該追加費用又は損害を負担するものとする。

4 乙は、耐震補強工事の期間中に乙が行う耐震補強工事に関する検査又は試験について、事前に甲に対して通知するものとする。

なお、甲は、乙が行う検査又は試験に立会うことができるものとする。

5 乙は、耐震補強工事の進捗状況に関して、適宜甲に対して報告を行うものとする。

6 甲は、本条に規定する説明又は報告の受領、確認の実施又は立会いを理由として、耐震補強工事の全部又は一部のいずれに関しても何らの責任を負担するものではない。

第3節 完了検査

(耐震補強工事の完了検査)

第43条 甲は、乙から第37条第7項に規定する報告を受けた後、7日以内（7日目の日が甲の休日に当たる場合は、その直後の甲の開庁日まで）に、完了検査を実施し、施工された耐震補強工事が、いずれも提案水準を満たす性能を満たしていることを確認するものとする。

2 完了検査の結果、耐震補強工事が別紙4のうち甲が指定する各書類等、本件契約、実施方針、実施方針に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等への回答及び事業者提案書類の内容に従い施工されているときは、当該工事は完了検査に合格したものとして、甲は乙に対し、完了検査確認書を交付する。

3 甲が、完了検査後14日以内（14日目の日が甲の休日に当たる場合は、その直後の甲の開庁日まで）に、乙に対し、何らの通知を行わないときには、乙は完了検査に合格したものとみなすことができる。

4 完了検査の結果、耐震補強工事の施工状況が別紙4のうち甲が指定する各書類等、本件契約、実施方針、実施方針に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等への回答及び事業者提案書類の内容を客観的に逸脱していることが判明したときは、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、自らの責任と費用におい

て、これに従わなければならない。

- 5 甲は、乙が前項の是正の完了を報告した日から 7 日以内（7 日目の日が甲の休日に当たる場合は、その直後の甲の開庁日まで）に再度、完了検査を実施するものとする。当該完了検査の結果、耐震補強工事の施工状況がなおも別紙 4 のうち甲が指定する各書類等、本件契約、実施方針、実施方針に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等への回答及び事業者提案書類の内容を逸脱していることが判明した場合には、前項及び本項を適用し、以降、完了検査が繰り返される場合も同様とする。
- 6 甲は、第 1 項に規定する完了検査を行ったことを理由として、耐震補強工事その他本件契約に基づく乙の業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

第 4 節 工期等の変更等

（工期等の変更）

- 第 44 条 甲が乙に対して施工計画書記載の工期等の変更を請求した場合又は乙が不可抗力事由又は乙の責めに帰すことのできない事由により施工計画書記載の工期等を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、甲及び乙は協議により当該変更の当否を定めるものとする。
- 2 乙が、自己の責めに帰すべき事由により、施工計画書記載の工期等を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、甲は、当該変更の当否を定めるものとする。
 - 3 第 1 項において、甲及び乙の間において協議が調わない場合、甲が協議の結果を踏まえて合理的な工期その他の必要な内容を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

（工期の延長変更による費用等の負担）

- 第 45 条 甲の責めに帰すべき事由により、前条に基づいて施工計画書記載の工期等を延長又は変更（以下本条で「延長変更」という。）した場合、甲は、当該延長変更により乙が負担した追加費用及び乙が被った損害を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。
- 2 乙の責めに帰すべき事由により、前条に基づいて、甲が延長変更を請求し又は認めた場合、乙は、当該延長変更に伴い甲又は乙に生じた追加費用及び損害のうち合

合理的な範囲内のものについて負担するものとする。

- 3 不可抗力事由又は本事業に直接関係する法令改正等により、前条に基づいて施工計画書記載の工期等が延長変更され、当該延長変更に伴い、乙に追加費用又は損害が発生したときは、甲は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲内のものについて負担するものとする。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 4 前各項に掲げる変更事由の全部又は一部が複合して、施工計画書記載の工期等が変更された場合の追加費用又は損害についての甲、乙それぞれの負担金額については、第19条を準用して決定する。

(工期の遅延による費用等の負担)

第46条 乙の責に帰すべき事由によって、施工計画書記載の工期等が遅延する場合、乙は、当該遅延の日数に応じ、耐震補強業務に係る費用から割賦支払分に対する割賦手数料を控除した金額に対する京都市契約事務規則第42条第1項に規定する割合による違約金を甲に支払うものとし、甲に当該違約金を超える追加費用又は損害があるときは、その費用又は損害についても甲に支払わなければならない。

(工事の一時中止)

第47条 甲は、必要があると認める場合、その理由を乙に通知したうえで、耐震補強工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により、耐震補強工事の全部又は一部を一時中止させた場合で必要があると認めるときは、乙と協議したうえで、施工計画書記載の工期等を変更することができる。この場合において、乙が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合その他乙に損害が生じた場合には、甲は当該追加費用又は損害を合理的な範囲内において負担するものとし、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 3 乙は、甲が第59条の規定に基づく前払金の支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。かかる工事の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合その他乙に損害が生じた場合の取扱いは、前項の定めに準ずるものとする。
- 4 甲は、不可抗力事由又は本事業に直接関係する法令改正等により、耐震補強対象

棟の施工の全部又は一部が一時中止された場合で、甲において必要があると認めるときは、乙と協議したうえで、施工計画書記載の工期等を変更することができる。

- 5 不可抗力事由又は本事業に直接関係する法令改正等により、耐震補強工事の施工の全部又は一部が一時中止された場合において、乙が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合その他乙に損害が発生したときは、甲は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲のものについて負担するものとする。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

なお、本事業に直接関係する場合以外の法令改正等による場合の乙に発生した追加費用及び損害については、乙の負担とする。

- 6 第2項及び第3項前各項に規定する事由が複合して耐震補強工事の施工の全部又は一部が一時中止された場合の追加費用又は損害についての甲、乙それぞれの負担金額については、第19条を準用して決定する。

(危険負担等)

第48条 本件契約の別の規定にかかわらず、完了検査の確認書交付時又は合格とみなされた時（以下「完了検査合格時」という。）の前までに耐震補強工事中の出来形の全部又は一部、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料その他建設器具等が、不可抗力事由により滅失し、又はき損し、その結果、乙に追加費用又は損害が発生したときは、甲及び乙は、当該追加費用又は損害のうち合理的な範囲のものについて、別紙10に規定する負担割合に従い負担するものとする。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

2 前項の場合、本件契約の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 出来形の滅失又はき損の程度が甚大で修復に多額の費用を要する場合は、甲又は乙は他方当事者と協議のうえ当該部分に関する耐震補強業務について本件契約を解除することができるものとする。ただし、乙が任意の判断で甲の認める期間内に乙の費用負担において耐震補強工事を事業実施場所に再施工する場合にはこの限りではない。

(2) 前号の場合以外のき損の場合には、乙は耐震補強工事中の出来形を設計どおり修復して事業実施場所に施工するものとする。この場合に乙に生じる追加費用又は損害の負担については、前項を準用するものとし、甲は、修復に要する合理的期間を限度として引渡し期限の延長を認めるものとする。

(3) 前2号の場合、甲は乙に対し、損害賠償の請求は行わない。

(耐震補強工事の瑕疵担保責任)

第 49 条 甲は、耐震補強工事の完了検査確認検査合格時から 5 年が経過するまでの間に、耐震補強業務の目的物に、瑕疵が発見されたときには、乙は、当該瑕疵を補修するものとする。ただし、当該瑕疵が甲又は当該事業対象校に関する児童、生徒、父兄、教職員その他当該事業対象校の使用者の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りでない。また、甲が、当該瑕疵の補修に代えて補修費用相当額の支払を認めた場合、乙は、これを甲に対して支払うことにより、当該瑕疵補修義務を免れることができるものとする。

2 乙が、前項に基づいて負担する瑕疵補修義務又は補修費用相当額の支払を履行しない場合、甲は、第 10 章の定めに基づき支払われる耐震補強業務費に係る割賦支払金から当該補修費用相当額を減額して支払うことができるものとし、かかる減額方法及び減額後の支払方法は、甲と乙が協議のうえ決定することとし、協議が整わない場合は甲が定めることとする。

3 乙は、甲が、第 1 項の瑕疵に起因して被った一切の損害（前項ただし書の規定に基づき甲が当該瑕疵を補修するために使用した第三者に対して支払うべき報酬及び費用相当額を含む。）を賠償しなければならない。

4 甲は、完了検査合格時まで第 1 項の瑕疵があることを知ったときは、第 1 項にかかわらず、その旨を速やかに乙に通知しなければ、当該瑕疵の補修又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその瑕疵のあることを知っていたときは、この限りでない。

第 5 節 契約保証金等

(契約保証金等)

第 50 条 乙は、耐震補強工事の履行を保証するため、本件契約締結時に、甲に対し、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 2 号から第 5 号までの保証については、甲の事前の承諾を要する。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる国債、地方債
- (3) 甲が認める銀行が振り出し又は支払保証した小切手
- (4) 甲が認める出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第 3 条に規定する金融機関等の保証

(5) 履行保証保険

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額のうち耐震補強業務に係る費用から割賦手数料を控除した金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 乙が、第1項第5号に規定する履行保証保険にて保証を付したときは、乙は、甲を被保険者とする保険契約を付保し、本件契約締結後速やかにその履行保証保険に係る保険証券を甲に提出するか、若しくは、被保険者を乙とする履行保証保険契約を締結し、甲に対し、その保険金支払請求権に質権を設定したうえ、当該保険証券を交付するものとする。
なお、質権設定の費用は、乙の負担とする。
- 4 第1項の規定により、乙が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 甲は、事業対象校の耐震補強工事のすべてが完了した場合又は耐震補強工事の完了前に本件契約が解除された場合、乙からの返還請求書の提出を受けて、同請求書受領の日から30日以内(当該日が甲の休日に当たる場合は、直後の甲の開庁日まで)に、乙に対し、第1項各号に掲げる保証(以下「契約保証金等」という。)を返還する。ただし、返還時点までに、乙が甲に対し、本件契約に基づいて、損害賠償等の金員の支払債務を負担する場合には、甲は、随時、契約保証金等を当該乙の債務に充当することができるものとする。
- 6 甲は、別段の定めがある場合を除き、事業対象校の耐震補強工事のすべてが完了するまで、契約保証金等を返還せず、かつ、これに利息を付さない。

第8章 定期調査等

第1節 総則

(定期調査等に関する基本方針)

第51条 乙は、本章に規定する定期調査等業務及びこれに付随する業務を実施するに当たっては、その時期及び実施方法等について、事前に甲と十分に協議し、学校教育活動に支障がないようにしなければならない。

(定期調査等業務)

第 52 条 乙は甲から、定期調査等業務を受託し、提案水準に従ってこれを行うものとする。

- 2 甲又は乙が、合理的な理由（性能水準の向上を含む。）に基づき提案水準を変更することを相手方に対し請求した場合において、甲及び乙が合意したときは、これを変更することができる。
- 3 乙が、やむを得ない事由により、提案水準を満たすことができない場合又は継続して提案水準を満たす定期調査等業務を提供することが困難であると予見される場合、乙は、甲に対し、速やかに、その旨及びその詳細な理由を報告するとともに、改善策について甲と協議しなければならない。
- 4 前項の甲及び乙の協議の結果、乙が報告した内容が合理的であると甲が認めた場合には、甲は、提案水準の変更を認めるものとする。

（年間事業計画書の提出）

第 53 条 乙は、別紙 5 に規定する様式の年間事業計画書を作成し、甲に提出し、毎事業年度開始 1 月前までに、甲の確認を得なければならない。

- 2 甲は、前項の確認を行った結果、学校教育活動に影響があると判断する場合には、乙に対し、年間事業計画の変更を求めることができるものとし、乙はこれに従うものとする。
- 3 甲は、第 1 項の確認及び前項の規定による変更の請求を理由として、定期調査等業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。ただし、甲の請求により、乙が提案水準を超えて年間事業計画書の変更を行った場合で、かつ乙に追加費用が生じた場合には、甲は当該追加費用を合理的な範囲内において負担するものとする。この場合において、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

（報告書等の作成）

第 54 条 乙は、毎事業年度の最終日より 10 日以内に、別紙 4 に規定する様式の定期調査等業務報告書を作成し、甲に提出するものとする。

（定期調査等に関する第三者の使用）

第 55 条 乙は、定期調査等業務を行うに当たって、第三者を使用するときは、事前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。この場合において、当該第三者が更に第三者を使用するときにも甲の承諾を得ることを、乙が当該第三者を使用する場合についての甲の承諾条件とする。

(第三者使用による責任)

第 56 条 前条の定期調査等業務に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行うものとし、定期調査等業務に関して乙が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとし、甲は当該第三者の使用に起因する追加費用又は損害を一切負担しないものとする。但し、甲が当該第三者に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

第 9 章 モニタリング

(モニタリング)

第 57 条 甲は、乙に対して事前に通知したうえで、自らの費用負担において、第 7 章に規定する定期調査等業務について、提案水準を確保するために、別紙 6 のとおり、モニタリングを行うものとする。

- 2 乙は、甲が前項のモニタリング実施に当たって必要な協力を求めた場合には、これに協力しなければならない。当該協力を要した費用は、乙が負担するものとする。
- 3 本条に基づくモニタリングの結果、乙の定期調査等業務の状況が、提案水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明した場合、甲は乙に対し、是正期間を定めて是正（交換を含む。以下、本条において同じ。）を指示するものとする。この場合において、乙は、甲に対し、第 54 条に規定する定期調査等業務報告書において当該指示に対する対応状況を報告しなければならない。ただし、定期調査等業務の状況が、提案水準を客観的に満たしていない場合において、甲が、是正に代えて提案水準を満たす状態にするに要する相当額の支払を認めた場合、乙は、これを甲に対して支払うことにより、是正義務を免れることができるものとする。
- 4 甲は、本条に規定する説明及び確認の実施を理由として、第 7 章に規定する定期調査等業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。
- 5 乙が、第 3 項の規定に基づき、是正義務を負うにもかかわらず、乙がこれを履行しない場合、甲は、別紙 6 に規定する方法に従い、第 10 章の規定に基づき支払われる対価の全部又は一部について、減額を行うことができる。
- 6 乙が、第 3 項ただし書の規定に基づき、提案水準を満たす状態にするに要する相当額の支払義務を負うにもかかわらず、乙がこれを履行しない場合、甲は、乙に支払われる対価を、定期調査等業務費相当額に限り、提案水準を満たす状態にするに要する相当額に達するまで控除できるものとする。

第10章 対価の支払

(耐震補強業務費相当額の支払)

第58条 甲は、耐震補強業務に対する対価を次条以下に規定する手続に従って、別紙7のとおりに支払う。ただし、耐震補強工事が遅延した場合は、第62条の規定に基づき、各年度の支払額について見直しを行うことがある。

(耐震補強業務費に係る前払金の支払方法)

第59条 乙は、公共工事の前払保証事業に関する法律に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、耐震補強工事の完了予定日を保証期限とし、同法に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したのち、第58条に規定する耐震補強業務に対する対価（工事監理業務に対する対価は除く。）に係る前払金として、別紙7「支払金額等」の第2項「支払時期及び支払金額並びにその内訳」第4号記載の耐震補強業務費相当額の各期支払金額の表中「支払対象期」「前払金分」「耐震補強業務に係る費用」欄記載の金員の支払を請求することができる。

- 2 乙は、前払金の支払を請求しようとするときは、前項の保証契約に係る保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から21日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 乙は、本件契約の定めにより耐震補強業務費が著しく増額された場合においては、その増額後の耐震補強業務費で第1項であらかじめ指定した割合分から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 乙は、本件契約の定めにより耐震補強業務費が著しく減額された場合においては、受領済みの前払金額が減額後の耐震補強業務費の10分の5を超えるときは、乙は、耐震補強業務費が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。ただし、耐震補強業務費が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 7 甲は、乙が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応

じ、第 81 条で定めるところにより計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

- 8 乙は、第 4 項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 9 乙は、前項に定める場合のほか、耐震補強業務費が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
- 10 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。
- 11 乙は、前払金を耐震補強工事の材料費、機械器具の賃借料、動力費、労務費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料その他甲が必要と認められた費用以外の支払に充当してはならない。

(耐震補強業務費に係る一括支払金の支払方法)

第 60 条 甲は、乙が耐震補強業務の全部について合格となることを条件として、第 58 条に規定する耐震補強業務に対する対価のうち一括支払部分並びにこれに対する消費税及び地方消費税を平成 24 年 5 月 31 日までに支払う。乙は当該合格となった後、第 58 条に規定する耐震補強業務に対する対価のうち一括支払部分並びにこれに対する消費税及び地方消費税の支払を受けるに当たり、甲の指定する様式の請求書を提出するものとし、甲は、乙から 40 日前までに、当該請求書の提出を受けることを条件として、平成 24 年 5 月 31 日までに、別紙 7「支払金額等」の第 2 項「支払時期及び支払金額並びにその内訳」第 4 号記載の耐震補強業務費相当額の各期支払金額の表中「支払対象期」「一括支払分」「耐震補強業務に係る費用」欄記載の金員を支払う。ただし、平成 24 年 5 月 31 日が甲の休日に当たるときは、その直前の甲の開庁日を支払期日とする。

(耐震補強業務費に係る割賦支払金の支払方法)

第 61 条 甲は乙が耐震補強業務の全部について合格となることを条件として第 58 条に規定する耐震補強業務に対する対価のうち割賦支払部分並びにこれに対する消費税及び地方消費税を本条及び別紙 7 に従って支払う。

- 2 乙は、第 58 条の耐震補強業務に対する対価のうち割賦支払部分並びにこれに対する消費税及び地方消費税の支払を受けるに当たり、甲の指定する様式の請求書を提出するものとし、甲は、乙から 30 日前までに、当該請求書の提出を受けることを条件として、上期分については 11 月 30 日までに、下期分については 5 月 31 日までに

各々別紙7「支払金額等」の第2項「支払時期及び支払金額並びにその内訳」第4号記載の耐震補強業務費相当額の各期支払金額の表中「耐震補強業務に対する割賦支払部分」欄記載の金員を各々支払う。ただし、11月30日又は5月31日が甲の休日に当たるときは、その直前の甲の開庁日を支払期日とする。

- 3 乙の甲に対する前項の請求書の提出が遅れた場合には、その遅れた日数分、甲から乙に対する半期分の耐震補強業務に対する割賦支払部分の支払期限も延長されるものとする。この場合において定まる支払期日が甲の休日に該当する場合の支払日については、前項ただし書記載のとおりとする。
- 4 第58条に規定する耐震補強業務に対する対価のうち割賦手数料は別紙8に定める算定方法に従って決定されるものとする。

(耐震補強工事完了の遅延による耐震補強業務費の減額)

第62条 甲は、乙の責に帰すべき事由によって、施工計画書記載の工期等が遅延する場合、第46条の違約金の請求に代え、当該違約金相当額を耐震補強業務費に係る割賦支払金から減額して支払うことができるものとし、かかる減額方法及び減額後の支払方法は甲と乙が協議のうえ決定することとし、協議が整わない場合は甲が定めることとする。

(定期調査等業務費相当額の支払)

第63条 甲は、第7章規定の定期調査等業務に対する対価を、次条に規定する手続に従って、別紙7のとおり支払う。

(定期調査等業務費相当額の支払方法)

第64条 乙は、前条の定期調査等業務費相当額の支払を受けるに当たり、別紙4の定期調査等業務報告書を甲に提出し、甲は、同報告書の受領日から14日以内(14日目の日が甲の休日に当たるときは、その直後の甲の開庁日まで)に乙の業務内容を検査し、乙に対して業務検査の結果を通知するものとする。

- 2 乙は、前項の定期調査等業務報告書に関する業務検査確認の結果についての甲の合格通知を受領したときは、当該合格通知に従い当該通知の受領日から7日以内(7日目の日が甲の休日に当たるときは、その直前の甲の開庁日まで)に前条に規定する当該期間分の定期調査等業務費相当額に係る請求書を甲に対して提出するものとし、甲は、5月31日までに、別紙7「支払金額等」の第2項「支払時期及び支払金額並びにその内訳」第5号記載の定期調査等業務費相当額の各期支払金額の表中「定期調査等業務費相当額」欄記載の金員を各々支払う。ただし、5月31日が甲の休日

に当たるときは、その直前の甲の開庁日を支払期日とする。

- 3 乙の甲に対する請求書の提出が7日間より遅れた場合には、その遅れた日数分、甲から乙に対する定期調査等業務費相当額の支払期限も延長されるものとする。この場合において定まる支払期日が甲の休日に該当する場合の支払日については前項ただし書記載のとおりとする。
- 4 乙は、第1項の定期調査等業務報告書を甲が受領した後、当該受領日を含む14日以内に、甲が業務検査の結果の通知を行わなかった場合には、業務検査に合格したもののみならずことができ、第2項の請求書を甲に対して提出できるものとする。

(耐震補強業務費相当額及び定期調査等業務費相当額の変更)

- 第65条 甲又は乙は、工期内に賃金又は物価の変動により第58条に規定する耐震補強業務に対する対価が不相当となったと認めるときは、別紙9の第1項に定める算定方法に従って耐震補強業務に対する対価の変更を求めることができる。
- 2 第63条に規定する定期調査等業務に対する対価は、物価変動に応じて、別紙9の第2項に定める算定方法に従って変更するものとする。

(モニタリングによる対価の減額)

- 第66条 甲が第57条に基づき行ったモニタリングにより、第8章に規定する事業実施場所における定期調査等業務について、提案水準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明し、甲が是正期間を定めて是正を指示したにもかかわらず、合理的な理由なく、その期間内に改善が認められない場合、甲は、乙に対して支払う対価を、第57条第5項及び同条第6項の規定に従って減額又は控除することができる。
- 2 前項の場合において、甲は前条第4項の業務検査の結果の通知に際し、減額の根拠となる事項、第63条の対価のうち支払を留保する金額について乙に通知するものとする。
 - 3 乙は、前項の規定により甲から通知を受けた後7日以内(7日目の日が甲の休日にあたる場合は、その直前の甲の開庁日まで)に、本章に規定する対価のうち、前項により支払留保を通知された部分を除くその余の対価の支払に係る請求書を甲に対して提出するものとし、甲は、5月31日までに、乙に対して請求にかかる対価を支払うものとする。
 - 4 甲及び乙は、第57条第5項及び同条第6項の規定に従って、減額又は控除されるべき対価の金額について協議するものとし、その結果に従って以下のとおり精算を行うものとする。ただし、支払留保に係る金員には利息、損害金等は一切付さない

ものとする。

- (1) 協議の結果決定された減額金額が前項の支払留保額を下回る場合には、乙はその差額に相当する請求書を甲に対し提出するものとし、甲は当該請求書を受領した日から 30 日以内（30 日目の日が甲の休日に当たる場合は、その直後の甲の開庁日まで）に乙に対して請求に係る金員を支払う。
- (2) 協議の結果決定された減額金額が前項の支払留保額を上回る場合には、乙は、甲に対し、減額決定の日から 30 日以内（30 日目の日が甲の休日に当たる場合は、その直前の甲の開庁日まで）にその差額を支払う。ただし、乙の支払前に次回の対価支払日が到来した場合には、甲は次回に支払われるべき対価から上記差額を差引くことができるものとする。
- (3) 協議が調わない場合には、甲が減額金額を決定するものとし、その結果に従って前 2 号の規定の例により精算するものとする。

（対価の返還）

第 67 条 第 54 条に規定する定期調査等業務報告書に虚偽の記載があることが判明し、甲がこれを乙に対して通知した場合、乙は甲に対して、当該虚偽記載がなければ甲が前条の規定に従い減額し得た対価の金額を速やかに返還しなければならない。

第 11 章 契約の終了

（甲による契約解除）

第 68 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告なく、本件契約の全部又は一部を本条第 4 項又は同第 5 項に従い解除することができる。

- (1) 支払の停止、破産、民事再生手続開始、会社更生、若しくは特別清算開始の申立てがあったとき又は任意整理等の手続が着手されたとき若しくはそのおそれ合理的に認められるとき。
- (2) 乙が振出した手形又は小切手に不渡りがあったとき。
- (3) 乙が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき又は公租公課を滞納し督促を受けて 1 箇月以上滞納金の支払がなされないとき若しくは滞納処分を受けたとき。
- (4) 乙の責めに帰すべき事由により、連続して 30 日間（乙が書面をもって説明し、甲が認めた場合にあつては、相当の期間）以上乙が本事業を行わなかったとき。
- (5) 乙の責めに帰すべき理由により、乙が本件契約の履行が不能となったとき。
- (6) 乙の信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると甲が認めるべき相当の

理由があるとき。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、相当の期間を定めて催告したうえで、本件契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙が、耐震補強業務又は定期調査等業務に着手すべき期日を過ぎても耐震補強業務又は定期調査等業務に着手せず、相当の期間を定めて甲が理由の説明を求めても当該遅延について乙から甲が満足すべき合理的な説明がないとき。
 - (2) 乙の責めに帰すべき事由により、工期内に耐震補強工事が完成せず、かつ、工期経過後 60 日以内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - (3) 乙が、甲から相当な期間を設けて第 14 条第 2 項、第 24 条第 2 項の規定に基づき修正の求めを受け、又は第 42 条第 3 項若しくは第 57 条第 3 項及び第 66 条第 1 項の規定に基づき是正の指示を受けたにもかかわらず、当該相当な期間を経過してもなお当該修正又は是正の指示の対象となった事項が修正又は是正されないとき。
 - (4) 乙が、第 54 条に規定する定期調査等業務報告書の重要な事項について虚偽記載を行い、かつ第 67 条に定める対価の返還を行わなかったとき。
 - (5) その他乙が本件契約又は本件契約に基づき合意した条項のいずれかに違反し、その違反により契約の全部又は一部について目的を達することができないと認められるとき。
- 3 甲は、乙が、本件契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、本件契約の全部を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 48 条第 4 項、第 53 条の 3、第 54 条又は第 54 条の 2 の規定に基づき審決（同法第 54 条第 3 項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（当該審決について、乙が独占禁止法第 77 条の規定による審決の取消しの訴えを提起したときを除く。）。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 48 条の 2 第 1 項の規定に基づき課徴金の納付を命じ、乙が、当該納付命令について審判手続の開始を請求せず同条第 5 項に規定する期間を経過したとき。
 - (3) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、乙が独占禁止法第 77 条の規定に基づき審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求の棄却若しくは訴えの却下の判決が確定したとき又は乙が当該訴えを取り下げたとき。
 - (4) 乙の代表者又は代理人、使用人その他の従業者について刑法第 96 条の 3 又は第

198 条による刑が確定したとき。

- 4 耐震補強業務のうち、耐震補強計画の作成、第三者機関の判定取得、実施設計及び工事監理について別紙 4 に定める各業務の完了時の提出書類の提出及び本契約に基づく甲の求めによる修正の完了並びに耐震補強工事に関する甲の完了検査合格（以下「耐震補強業務の全部の完了」という。）以後に甲が第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき本件契約の全部若しくは一部を解除し、又は第 3 項の規定に基づき本件契約の全部を解除する場合の処理は、次に掲げるとおりとする。

ア 甲は本件契約のうち未履行部分の定期調査等業務についてのみ、将来に向けて全部又は一部（但し本条第 3 項の場合は全部）の解除をすることができる。当該解除を行った場合、解除された業務に関する甲乙の権利義務は将来に向けて消滅する。

イ 本項アの解除がなされた場合、甲は乙に対し、本件契約に基づいて既に履行された業務に係る費用の残額を本件契約に規定する支払方法に従って支払う。但し、次のウの違約金相当額及び本条第 6 項の損害金相当額を控除することができる。

ウ 乙は、甲に対し、解除の違約金として、解除時における定期調査等業務費相当額の 1 年分に相当する金員に 100 分の 20 を乗じた額を支払うものとする。

- 5 耐震補強業務の全部の完了以前に甲が第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき本件契約の全部若しくは一部を解除し、又は第 3 項の規定に基づき本件契約の全部を解除する場合の処理は、次に掲げるとおりとする。

ア 甲は、耐震補強業務のうち耐震補強計画の作成、第三者機関の判定取得、実施設計及び工事監理については別紙 4 に定める各業務の完了時の提出書類の提出及び本契約に基づく甲の求めによる修正が完了した業務並びに甲による完了検査に合格した耐震補強工事（以下「完了済みの耐震補強業務」という。）及び既履行の定期調査等業務については解除することはできず、耐震補強業務のうち完了済みの耐震補強業務以外の業務及び未履行の定期調査等業務についてのみ、全部又は一部（但し本条第 3 項の場合は全部）の解除をすることができる。当該解除を行った場合、解除された定期調査等業務に関する甲乙の権利義務は将来に向けて消滅する。

イ 本項アに基づく解除がなされた場合、甲は乙に対し、本件契約に基づいて完了済みの耐震補強業務及び既履行の定期調査等業務に係る費用の残額を本件契約に規定する支払方法に従って支払う。但し、本項オの違約金及び本条第 6 項の損害金相当額を控除することができる。

ウ 耐震補強業務のうち完了済みの耐震補強業務以外の業務について甲が解除し

た場合、当該業務に関する甲乙の権利義務は遡及的に消滅し甲は乙に対して当該業務に関する対価は支払わないものとする。この場合、耐震補強工事について、乙は甲に対し、速やかに甲の指示に従って未だ完了検査合格となっていない部分に関して解除に係る事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、甲に返還しなければならない。但し、社会通念上原状復帰が困難な箇所の措置については、乙は甲の指示に従うものとする。

エ 本項ウの規定にかかわらず、甲が乙に対し事業実施場所の本件契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、乙は、解除に係る事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合において、施工済み部分に利用価値がある場合で、かつ甲がこれを利用することを選択した場合には、施工済み部分の評価額相当額を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払う。

オ 乙は、甲に対し、本件解除の違約金として、契約金額のうち解除を行った業務の費用に100分の10を乗じた額を支払うものとする。ただし、甲は、乙が甲に差し入れている第50条の契約保証金又は担保を、当該違約金の全部又は一部に充当することができるものとする。また、甲は、乙の有する施工済み部分の評価額相当額についての支払請求権を受働債権とし、甲が乙に対して有する違約金又は第6項所定の損害賠償請求権を自働債権として対当額で相殺することができる。

6 乙は、本条に基づく解除により甲が被った損害額が、本条に定める違約金の額を上回る場合は、当該違約金に加えて当該上回る額をも甲の請求に基づき支払わなければならない。

(乙による契約解除)

第69条 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、乙に対する支払を遅延し、かつ、甲が乙から書面による催告を受けた日以後、60日を経過しても、なお甲が当該支払を行わないときは、乙は甲に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約の全部を本条第3項又は第4項に従い解除することができる。乙に対する支払が遅延した場合、甲は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ京都市契約事務規則第42条第1項に規定する割合で計算した額を乙に対して遅延損害金として支払う。

2 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、本件契約上の重要な義務に違反し、かつ、甲が乙から書面による催告を受けた日以後、60日を経過しても、なお甲が当該義務の違反を是正しないときは、乙は甲に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約の全部を本条第3項又は第4項に従い解除することができる。

3 耐震補強業務の全部の完了以後に前 2 項の規定に基づき乙が本件契約を全部解除する場合の処理は、次に掲げるとおりとする。

ア 乙は本件契約のうち未履行部分の定期調査等業務についてのみ、将来に向けて全部の解除をすることができる。当該解除を行った場合、解除された業務に関する甲乙の権利義務は将来に向けて消滅する。

イ 本項アの解除がなされた場合、甲は乙に対し、本件契約に基づいて既に履行された業務に係る費用の残額を本件契約に規定する支払方法に従って支払う。

ウ 甲は乙に対し、本件契約の解除により乙が被った損害を賠償する。

4 耐震補強業務の全部の完了以前に第 1 項又は第 2 項の規定に基づき乙が本件契約を解除する場合の処理は、次に掲げるとおりとする。

ア 乙は本件契約のうち完了済みの耐震補強業務及び既履行の定期調査等業務については解除することはできず、耐震補強業務のうち完了済みの耐震補強業務以外の業務及び未履行の定期調査等業務についてのみ、将来に向けて全部の解除をすることができる。当該解除を行った場合、解除された業務に関する甲乙の権利義務は将来に向けて消滅する。

イ 本項アによる解除がなされた場合、甲は乙に対し、本件契約に基づいて完了済みの耐震補強業務及び既履行の定期調査等業務に係る費用の残額を本件契約に規定する支払方法に従って支払う。

ウ 耐震補強業務について乙が解除した場合、乙は甲に対して、解除に係る事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。当該返還がなされた場合、甲は乙に対して当該耐震補強工事の出来高に応じた耐震補強業務に係る費用を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払う。

エ 甲は乙に対して、本件契約の解除により乙が被った損害を賠償する。

5 第 1 項又は第 2 項に基づき本件契約が解除された場合において、乙が甲に対して差し入れた契約保証金又はこれに代わる担保が返還されていないときは、契約終了後、乙が甲の定める窓口に預かり証を提出したときは、甲は乙に対し、速やかに契約保証金又はこれに代わる担保を返還するものとする。

(任意解除権の留保)

第 70 条 甲は、理由の如何を問わず、180 日以上前に乙に対して通知したうえで、本件契約の全部又は一部を本条第 2 項又は第 3 項に従い解除することができる。

2 耐震補強業務の全部の完了以後に前項の規定に基づき甲が本件契約を全部又は一部解除する場合の処理は、次に掲げるとおりとする。

ア 甲は本件契約のうち未履行部分の定期調査等業務についてのみ、将来に向け

て全部又は一部の解除をすることができる。当該解除を行った場合、解除された業務に関する甲乙の権利義務は将来に向けて消滅する。

イ 本項アの解除がなされた場合、甲は乙に対し、本件契約に基づいて既に履行された業務に係る費用の残額を本件契約に規定する支払方法に従って支払う。

ウ 甲は乙に対し、本件契約の解除により乙が被った損害を賠償する。

3 耐震補強業務の全部の完了以前に第1項の規定に基づき甲が本件契約を解除する場合の処理は、次に掲げるとおりとする。

ア 甲は本件契約のうち完了済みの耐震補強業務及び既履行の定期調査等業務については解除することはできず、耐震補強業務のうち完了済みの耐震補強業務以外の業務及び未履行の定期調査等業務についてのみ、将来に向けて全部又は一部の解除をすることができる。当該解除を行った場合、解除された業務に関する甲乙の権利義務は将来に向けて消滅する。

イ 本項アによる解除がなされた場合、甲は乙に対し、本件契約に基づいて完了検査合格済みの耐震補強業務及び既履行の定期調査等業務に係る費用の残額を本件契約に規定する支払方法に従って支払う。

ウ 耐震補強業務について甲が解除した場合、乙は甲に対して、解除に係る事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。当該返還がなされた場合、甲は乙に対して当該耐震補強工事の出来高に応じた耐震補強業務に係る費用を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払う。

エ 甲は乙に対して、本件契約の解除により乙が被った損害を賠償する。

4 第1項又は第2項に基づき本件契約が解除された場合において、乙が甲に対して差し入れた契約保証金又はこれに代わる担保が返還されていないときは、契約終了後、乙が甲の定める窓口に預かり証を提出したときは、甲は乙に対し、速やかに契約保証金又はこれに代わる担保を返還するものとする。

(不可抗力事由への対応)

第71条 甲及び乙は、本件契約締結日以後の不可抗力事由により、本件契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方当事者に対して通知しなければならない。

2 甲及び乙は、前項の通知を受けた場合には、直ちに相手方と協議し、不可抗力事由により契約どおりに履行できなくなった業務について、いずれも相手方当事者に生じる損害が最小限となるように努めなければならない。

3 甲及び乙は、不可抗力事由により相手方の本件契約上の義務の履行が遅延し、又は不可能となった場合、当該履行遅滞及び履行不能を相互に本件契約に基づく相手

方の債務不履行とはみなさないものとする。

- 4 甲は、乙が不可抗力事由により本件契約の履行ができなくなったと認める場合には、乙と協議のうえ、当該部分について本件契約を変更し又は本件契約を解除することができる。但し、耐震補強工事中の出来形の全部又は一部、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料その他建設器具等が、不可抗力事由により滅失し、又はき損し、その結果、乙に追加費用又は損害が発生したときの解除については、第48条の定めに従うものとする。
- 5 前項又は第48条第2項の定めにより本件契約の一部又は全部が解除された場合の処理は第70条に準じるものとする。
- 6 前項にかかわらず耐震補強工事中の出来形の全部又は一部、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料その他建設器具等が、不可抗力事由により滅失し、又はき損し、その結果、乙に追加費用又は損害が発生したときの費用・損害の分担については第48条第1項に従うものとする。

(本事業に直接関係する法令改正等が行われた場合等の解除)

第72条 甲及び乙は、本件契約締結日以後の本事業に直接関係する法令改正等により、本件契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、その内容を詳細に記載した書面をもって直ちにこれを相手方当事者に対して通知しなければならない。

- 2 甲及び乙は、前項の通知を受けた場合には、直ちに相手方と協議し、法令等に適合しなくなった業務について、いずれも相手方当事者に発生する損害が最小限となるように義務内容の変更を行うものとする。
- 3 本件契約の締結日以後に本事業に直接関係する法令改正等が行われた場合又は乙の責めに帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合に、本事業の継続が不能となったときは、甲は乙と協議のうえ、本件契約を解除することができる。この場合の処理は第70条に準じるものとする。

第12章 その他

(協議等)

第73条 甲及び乙は、必要と認める場合は、本件契約に基づく一切の業務に関する事項につき、相手方に対し協議を求めることができる。

- 2 甲と乙が前項に基づき協議を行ったときは、乙はその協議録を作成し、及び保管するものとし、甲から提出を求められたときは、速やかにこれを提出するものとする。

る。

(公租公課の負担)

第 74 条 本件契約及び本件契約に基づく一切の業務の実施に関して生じる公租公課は、すべて乙の負担とする。

- 2 甲は、第 58 条及び第 63 条に定める対価に対する消費税及び地方消費税（各支払時点において有効な消費税率及び地方消費税率による。）を除き、関連するすべての公租公課について一切負担しないものとする。ただし、本件契約に別途定めがある場合を除く。

(契約上の地位等の譲渡)

第 75 条 乙は、甲が事前に承諾した場合を除き、本件契約上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

(秘密保持)

第 76 条 甲及び乙は、本件契約上の秘密を第三者に漏えいし、本件秘密文書等を滅失、き損若しくは改ざんし、又は本件契約上の秘密及び本件秘密文書等を本件契約の履行以外の目的に使用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、京都市情報公開条例上、例外的に非公開とすることができることとされていると甲が明らかに判断できる情報以外の情報については、これを同条例に従い公開することができるものとする。ただし、乙において非公開とされるべき情報があると思慮するときは、乙は甲に対して、京都市情報公開条例の条文及び運用に即して、非公開とされるべき法律上及び事実上の理由を書面で具体的に甲に示し、甲に再考を求めることができるものとする。
- 3 甲及び乙は、本件契約上の義務の履行又は本件契約上の権利の行使に係る事務に従事している者及び従事していた者（第 12 条、第 22 条、第 29 条、第 39 条又は第 55 条により本件契約に基づく事業の全部又は一部を第三者に委託する場合における当該第三者を含む。）に、本件契約上の秘密を第三者に漏えいさせ、本件秘密文書等を滅失若しくはき損又は改ざんさせ又は本件契約上の秘密若しくは本件秘密文書等を本件契約の履行以外の目的に使用させてはならない。
- 4 乙は、第 12 条、第 22 条、第 29 条、第 39 条又は第 55 条の規定により本件契約に基づく事業の全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、その受託業務遂行事務に従事させる者及び従事させていた者との関係で、前項において乙が甲に対し約したのと同様の義務を負わせなければならない。

- 5 乙は、本事業を行うにつき、個人情報を取り扱う場合は、個人情報に関する関係法令（京都市の条例等を含む。）の規定を遵守し、甲の指示を受けて適切に取扱うものとする。
- 6 甲は、乙が本事業を行うにつき、取扱っている個人情報の種類及びその保護状況について、随時に調査することができる。
- 7 甲は、乙の、個人情報の取扱いが不適切であると認めるときは、勧告を行うことができるものとし、乙は甲の勧告に直ちに従うものとする。

（著作権等）

- 第 77 条 甲は、乙から本事業の推進に関して甲に提出される書類等のうち、乙のみが作成し、著作権の対象となるものについての著作権は、乙に属することを認める。
- 2 甲は、本事業の遂行の目的で使用する場合に限り、前項の乙の著作権の対象となる書類等の内容を無償で使用できるものとするが、第三者にこれを使用させ、又は公開する場合には、乙の承諾を得なければならないものとする。
 - 3 乙は、甲から本事業の推進に関して乙に提出される書類等のうち、甲のみが作成し、著作権の対象となるものについての著作権は甲に属することを認める。
 - 4 乙は、本事業の遂行の目的で使用する場合に限り、前項の甲の著作権の対象となる書類等の内容を無償で使用できるものとするが、第三者にこれを使用させ又は公開する場合には、甲の承諾を得なければならないものとする。
 - 5 甲及び乙は、本事業の推進に関して共同して作成した書類等のうち、著作権の対象となるものについて、第三者にこれを使用させ又は公開する場合には、相互に相手方の承諾を得なければならない。
 - 6 甲及び乙は本件契約の効力消滅後においても前各項の規定に従うものとする。

（特許権等）

- 第 78 条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、当該第三者から承諾を得たうえで乙の費用と責任においてこれを使用するものとし、第三者との間で当該第三者の権利に関する紛争が発生した場合には、乙において、甲が損害賠償義務等を負わされることのないよう対応するものとする。
- 2 前項の紛争により、甲が損害賠償義務等を負わされることとなった場合には、乙が甲に代わってこれを履行するものとする。

（付保すべき保険等）

第 79 条 乙は、乙の費用負担の下に、損害保険会社との間で、甲の承諾する別紙 11 の 1 及び 2 に記載する内容の保険契約を、耐震補強業務の開始まで又は定期調査等業務の開始までに締結し、甲に対し当該保険証券を呈示するとともに、真正証明文言を付した当該保険証券の写しを交付するものとする。

2 乙は、別紙 11 の 1 及び 2 に各々定める保険期間中、前項の損害保険契約を維持しなければならない。

3 甲は、乙が第 1 項の保険契約の一部又は全部を締結しないときは、自ら損害保険契約を締結することができる。この場合において、甲は乙に対し、当該損害保険の保険料及び同保険契約締結に要した費用の全部を請求することができる。

4 保険金の請求は、第 1 項の場合は乙、第 3 項の場合は甲が行うものとし、甲及び乙は、互いに保険金請求を行う相手方に協力するものとする。

5 別紙 11 の 1 (乙らに付保が義務付けられている保険) に記載する保険に基づき甲又は乙が保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、当該保険金受領発生原因となった事由により生じた追加費用又は損害のうち、甲が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、乙が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。

(融資機関との協議)

第 80 条 甲は、乙からの要請があった場合には、融資機関との間において、甲が本件契約に基づき乙に損害賠償を請求し、又は本件契約を終了させる際の融資機関への事前通知若しくは協議に関する事項等につき協議し定めるものとする。

(遅延損害金)

第 81 条 甲又は乙が、本件契約の各条項に基づき、相手方に対して支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、未払い額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に従い計算した額を、遅延損害金として相手方に対して支払うものとする。

第 13 章 雑則

(請求、通知等の様式等)

第 82 条 本件契約に定める請求、通知、報告、説明、申出、届出、承諾、勧告、指導、催告、要請、契約終了告知及び解約は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。

2 本件契約上の期間の定めは、民法及び商法が規定するところによるものとする。

(準拠法)

第 83 条 本件契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第 84 条 本件契約に関する紛争は、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとし、甲及び乙は、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

(契約の確定等)

第 85 条 この契約は、仮契約とし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 9 条の規定による議会の議決があったときは、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により確定したものとみなす。

2 甲は、前項の議決があったときは、その旨を乙に通知するものとする。

3 甲の議会の議決が得られなかったときにおいても、乙は、甲に対し、損害賠償の請求その他一切の請求を行わないものとする。

(定めのない事項等)

第 86 条 本件契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき又は本件契約の解釈若しくは本件契約の規定事項の事実への適用に関して疑義が生じたときは、そのつど、甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

別紙 1 - 1 事業対象校

No.	学 校 名	所 在 地
001	京都市立京極小学校	京都市上京区寺町通石薬師下る西側染殿町658番地
002	京都市立伏見住吉小学校	京都市伏見区住吉町455番地
003	京都市立烏丸中学校	京都市上京区烏丸通上立売上る相国寺門前町647番地の23
004	京都市立西ノ京中学校	京都市中京区西ノ京永本町7番地の1
005	京都市立銅駝美術工芸高等学校	京都市中京区土手町通竹屋町下る鉾田町542番地

別紙1－2 市が乙に提供した耐震補強計画に基づき耐震補強業務を行う棟

事業者提案書類に基づき，記載するものとする。

別紙2 日程表

事業契約締結の日	市会の議決があった日
耐震補強業務の完了日	平成 24 年 3 月 31 日
定期調査等業務の開始の日	平成 23 年 4 月 1 日
事業期間の満了の日	平成 28 年 3 月 31 日

別紙3 各種共通仕様書等

- ・2001年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準（財団法人日本建築防災協会）
- ・2001年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針（財団法人日本建築防災協会）
- ・既存鉄筋コンクリート造建築物の外側耐震改修マニュアル（財団法人日本建築防災協会）
- ・京都市耐震診断マニュアル（京都市）
- ・平成19年度版公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・平成19年度版公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・平成19年度版公共建築工事標準図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・平成19年度版公共建築設備工事標準図（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ・建築設計・施工行政マニュアル（京都市都市計画局建築指導部）
- ・日本建築学会諸基準
- ・建築設備耐震設計・施工指針（旧建設省住宅局建築指導課）
- ・平成19年度版公共建築工事積算基準
- ・平成19年度版公共建築数量積算基準
- ・平成19年度版公共建築設備数量積算基準
- ・屋内運動場等の耐震性能診断基準（文部科学省大臣官房文教施設企画部）
- ・学校施設の耐震補強マニュアルRC造校舎編2003年改訂版（文部科学省教育助成局施設助成課）
- ・学校施設の耐震補強マニュアルS造屋内運動場編2003年改訂版（文部科学省教育助成局施設助成課）
- ・耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説（1996）（財団法人日本防災協会）
- ・建築物等のデザイン基準（京都市都市計画局）
- ・学校環境衛生の基準
- ・小学校施設整備指針
- ・中学校施設整備指針
- ・高等学校施設整備基準

※公共建築工事標準仕様書等に記載の特記仕様書は、本書に読み替えるものとする。

※本契約書案公表後に上記各仕様書等が改定された場合には、実際に締結する契約書では改定後のものを記載することがある。

別紙4 提出書類

乙は各業務を遂行するに当たって、以下に示す書類・図書を事業対象校毎に提出することとする。

1 耐震補強業務

(1) 共通

ア 乙は、耐震補強業務の遂行に当たって、次に示す要求性能確認計画書を策定し、甲の確認を得る。

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
要求性能確認計画書	1	1	乙が達成しなければならない要求水準を確保するための管理方法（本書や要求水準書で定められた規定や水準等及び提案内容を満たしているかを自ら検証する方法、検証結果を甲へ報告する方法や報告時期等）を記載することとするが、詳細は、甲と乙が協議のうえ、決定する。

イ 乙は、耐震補強業務の各業務が完了した際は、次に示す要求性能確認報告書を策定し、甲に提出する。

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
要求性能確認報告書	1	1	乙が実施した業務が要求水準を満足しているか容易に判断できるチェックリストなど。自己評価、評価の理由、評価の根拠等を記すこととするが、詳細は、甲と乙が協議して定める。

(2) 耐震補強計画の作成

ア 計画作成開始時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
業務工程表	1	1	
管理技術者等届	1	1	(経歴書を含む)
協力事務所がある場合は、その事務所概要と担当技術者名簿、及び市が	1	1	

必要に応じ指示するもの			
-------------	--	--	--

イ 計画作成完了時の提出書類
(共通)

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
業務完了届	1	1	
構造計算書	1	1	
協議記録（関係官公署他）	—	1	
打合せ記録（市，事業対象校）	—	1	
耐震補強計画書	1	1	

※ 耐震補強計画図のサイズは，A4サイズとする。

(3) 耐震補強計画に係る第三者機関の判定取得

ア 判定取得開始時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
業務工程表	1	1	
管理技術者等届	1	1	(経歴書を含む)
協力事務所がある場合は，その事務所概要と担当技術者名簿，及び市が必要に応じ指示するもの	1	1	

イ 判定取得完了時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
業務完了届	1	1	市の仕様による
打合せ議事録	1	1	A4版
耐震診断・改修計画報告書	1	1	A4版両面複写（図面はA3版又はA4版）で，ネジ式又はバインダー式とする。表紙及び背表紙に学校名，棟番号，調査年月を記載する。
耐震診断・改修計画報告	1	1	CD-ROM（640M b以上）。CD-ROMの本体及

書の電子データ			び保存ケースに「耐震診断・改修計画報告書, 学校名, 調査年月」を記載する。
適合書	1	1	「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)」第8条第3項第1号の規定による国土交通大臣が定める基準に適合している旨の適合証。原本を1部, 写しを1部の合計2部。

(4) 実施設計

ア 設計開始時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
業務工程表	1	1	
管理技術者等届	1	1	(経歴書を含む)
協力事務所がある場合は, その事務所概要と担当技術者名簿, 及び市が必要に応じ指示するもの	1	1	

イ 設計完了時の提出書類 (共通)

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
業務完了届	1	1	

(建築)

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
設計図(意匠図, 構造図)	1	4	1部は各対象校に納品
構造計算書	1	1	
積算数量計算書・集計表	1	1	
内訳書・代価表	1	—	
法令調査報告書	—	1	
敷地調査報告書	—	1	
協議記録(関係官公署他)	—	1	
打合せ記録(市, 事業対	—	1	

象校)			
各種技術資料・検討記録	—	1	
実施設計説明書	1	1	
耐震補強計画書	1	1	

※ 設計図（意匠・構造）の原紙は、A2サイズとする。また、複写の4部は、A2及びA3のサイズを2部ずつ製本をしたものとする。

※ 複写は、設計図を除き、A4版のファイル（製本含む）にて提出とする。

（設備）

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
設計図	1	4	1部は各対象校に納品
積算数量計算書・集計表	1	1	
参考見積書（機材メーカー）	1	1	
参考見積書比較表	1	1	
内訳書・代価表	1	—	
計算書	1	—	
報告書（法規調査・現地調査）	—	1	
協議記録（関係官公署）	—	1	
各種技術資料	—	1	
検討記録	—	1	
打合せ記録（市）	—	1	

※ 設計図の原紙は、A2サイズとする。また、複写の4部は、A2及びA3のサイズを2部ずつ製本をしたものとする。

※ 複写は、設計図を除き、A4版のファイル（製本含む）にて提出とする。

（5）耐震補強工事

ア 工事着手前（※については、事業契約締結後、原則として1週間以内に提出）

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
着工届	1	—	
現場代理人等通知書※	1	1	
下請契約等の通知書※	1	1	
経歴書※	1	—	
組織表・緊急連絡表※	1	—	

予定工程表※	1	—	
労災保険成立証明書又は労災保険加入証明書	1	—	
工事保険加入証書	1	—	
工事代金内訳書※	1	—	
建設業退職金共済制度掛金収納書等	1	—	
CORINS 受領書	1	—	
工事請負契約に係る産業廃棄物処理票※	1	—	
処分・運搬業者の許可書	—	1	
建設廃棄物処理委託契約	—	1	
電気保安技術者届	1	—	
使用機材製造者通知書	2	—	設備
納入仕様書	2	—	設備
工事保険証書の写し	1	—	
防災マニュアル（仮称）	1	—	

イ 前払金請求時

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
前払金支払請求書	3	—	
保証証書	1	1	
振込依頼書	1	—	

ウ 完了検査まで

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
工事写真	2	—	
竣工写真（改修前後を撮影）	2	—	
各種資材出荷証明書（コンクリート出荷伝票含む）	1	—	

産業廃棄物管理票（マニフェスト） E票の写し	1	—	
工事日報	1	—	
警備員日報及び警備保障業務に係る公安委員会の認定の写し	1	—	
各種保証書（防水等）	2	—	
各種承諾函	1	—	
建設業退職金共済制度報告書	2	—	
室内濃度測定報告書	2	—	
試験成績書	1	—	
官公署届出書等	1	1	
PCB有無報告書	1	—	
その他許可書及び完成検査に必要なもの	1	—	

エ 完成時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
完成通知書	2	—	
振込依頼書	1	—	
手直し工事完了届	1	—	
出来高支払請求書	3	—	
完成図書等	1	2	
引渡書	1	—	
電子納品	1	—	CD-ROM。詳細は市の指示による。

(6) 工事監理業務

ア 工事監理開始時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
工事監理着手届	1	—	
工事監理者届	1	1	(経歴等含む)

イ 工事監理期間中の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
工事監理状況報告書	1	1	毎月末に提出

ウ 工事監理完了時の提出書類

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
業務完了届	3	—	市の仕様による
打合せ議事録	1	1	A4 版

2 定期調査等

(1) 定期調査等業務の実施前

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
年間事業計画書	1	1	事業年度が開始する1ヶ月前まで

(2) 定期調査等業務完了時

種別	提出部数		備考
	原紙	複写	
定期調査等業務報告書	1	1	年度ごとに提出

別紙5 年間事業計画書

本件契約の締結後，甲及び乙が協議のうえ，甲が決定する。

別紙6 モニタリングの方法及びモニタリング結果等に基づく対価の減額方法

定期調査等業務に関するモニタリング及びその不履行に対する改善要求措置等手続は、次のとおりとする。

1 定期調査等業務に関するモニタリングの方法

甲は自らの費用負担において、第8章に規定する乙の定期調査等業務に関して、提案水準を充たすことを確認するために、以下のとおりモニタリングを行うものとする。

(1) 定期モニタリング

甲は、乙が提出する定期調査等業務報告書を検討するほか、必要に応じて、業務監視、事業者に対する説明要求及び立会い等を行うものとする。

なお、定期モニタリングの項目については甲と乙協議のうえで、甲がモニタリングの実施日までに決定するものとする。また、甲は、乙の提出する年間業事業計画書の確認後、乙と協議のうえ、甲の決定により定期モニタリングの項目を変更することができる。この場合において、甲は、その変更内容を乙に通知するものとする。

① 定期調査等業務報告書の確認

乙が毎年度、事業年度の満了後に提出する定期調査等業務報告書に記載の内容の確認をもって行う。

② その他の方法による確認

乙と協議のうえ、甲が決定する方法に基づき、定期的にモニタリングを実施する。

(2) 随時モニタリング

甲は必要と認めるときは、随時にモニタリングを実施するものとする。

(3) 説明要求及び立会い

甲は、第8章に定める定期調査等業務について、定期調査等業務期間中、乙に事前に通知したうえで、乙に対して説明を求め、又はその定期調査等状況を立会いのうえ、確認することができる。乙は、当該説明及び確認の実施につき甲に対して最大限の協力を行うものとする。なお、当該説明又は確認の結果、乙による

定期調査等状況が、乙の提案水準を達成していないことが判明した場合、甲は乙に対してその是正を指導するものとし、乙は随時、対応状況を甲に対して報告しなければならない。

甲は、説明要求及び説明の実施、立会いの実施を理由として、第7章に定める定期調査等業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

2 定期調査等業務が規定の水準を満たしていない場合の措置

- ① モニタリングの結果、乙の定期調査等業務の状況が年間事業計画書、本件契約、実施方針、実施方針に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等への回答並びに事業者提案書類の内容及び水準を客観的に逸脱していることが判明した場合でかつ第57条第3項に基づく是正指示が行われたにもかかわらず、1箇月以内に乙が改善を行わない場合には、甲は、定期調査等業務相費相当額のうち、対象業務に対応する部分の減額を行う。
- ② 定期調査等の業務期間を通じ、同一の対象業務において2回の減額措置を経た後、更に業務不履行（減額ポイントの発生）があった場合、甲は、乙と協議のうえ、定期調査等業務を行う者を変更させることがある。なお、対価の支払い対象期間の途中で定期調査等業務を行う者を変更しても、期間中の減額ポイントが、減額が行われる基準に達した場合には、この期間も減額措置を行う。
- ③ 定期調査等業務を行う者の変更後も対象業務の改善が認められず、対価の支払いの減額措置が行われる場合、又は定期調査等業務を行う者の変更に応じない場合で3箇月を経過した場合、甲は契約を解除できる。なお、対価の支払期間のうち、定期調査等業務を行う者の変更した後の期間のみで減額が行われる基準に達した場合も当然に解除することができる。

3 減額の方法

(1) 減額の対象となる事態

定期調査等業務の内容が年間事業計画書、本件契約、実施方針、実施方針に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等への回答並びに提案水準を客観的に逸脱していると確認された場合には、減額ポイントを加算する。その減額ポイントの加算の後、その年度の減額ポイントが一定値に達した場合には、対価から定期調査等業務費相当額（全事業期間に支払う対価の1/6）に一定の割合をかけて算出する金額を減額する。

定期調査等業務の内容が年間事業計画書，本件契約，実施方針，実施方針に関する質問・回答，入札説明書等，入札説明書等への回答，並びに提案水準を客観的に満たしていない事項が存在する場合とは，以下に示す①又は②の事態をいう。

① 明らかに重大な支障がある場合

(明らかに重大な支障がある場合の例)

- ・ 乙の定期調査等の不履行等に起因する人身事故が発生する。
- ・ 乙が故意に業務を放棄する。
- ・ 乙が甲に対し，業務に係る虚偽の報告を行う。
- ・ 乙が甲と故意に連絡を行わない，又は長期にわたる連絡不通
- ・ 乙が事業契約に基づき行う甲からの指導・指示に従わない。
- ・ 乙の定期調査等の不履行等に起因する人身事故の発生について，予見できたにもかかわらず甲への報告を行わない，または故意に遅滞する。
- ・ 乙が業務実施状況の確認のうえでの重要書類紛失・改ざんする。

② 軽微な場合

(軽微な場合の例)

- ・ 乙による業務の怠慢が認められる。
- ・ 乙が連絡業務を遅滞する。
- ・ 乙が諸届，報告書の処理を遅滞する。
- ・ 乙のクレーム処理に不備がある。
- ・ 乙の業務実施状況の確認のうえでの重要書類の管理不行届きが認められる

(2) 減額ポイント

減額ポイントは以下のとおりとする。甲は，定期モニタリング及び随時モニタリングを経て，対象業務に対応する当該期の減額ポイントを確定する。

減額の対象となる事態	減 額 ポ イ ン ト
明らかに重大な支障がある場合	各項目について5ポイント
軽微な場合	各項目について1ポイント

また，継続的に発生する場合は，一定の期間の経過後，再度減額ポイントを加算する。期間については，減額ポイントを加算する事項の発生した際に，その状況に応じて甲が定め，乙に通知するものとする。

(3) 減額ポイントを加算しない場合

減額の対象となる上記の「3 (1) ①又は②」の状態を認められたとしても，以下の①又は②に該当する場合には減額ポイントを加算しない。

- ①やむを得ない事由により上記の「3 (1) ①又は②」の状態が生じた場合
で，かつ，事前に甲に連絡があった場合
- ②明らかに乙の責めに帰さない事由によって「3 (1) ①又は②」の状態が生じた場合

(4) 減額ポイントの支払額への反映

モニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、乙に減額ポイントを通知する。対価の支払いに際しては、12箇月分の減額ポイントの合計を計算し、定期調査等業務費相当額（全事業期間に支払う対価の1/6）に下表にしたがって定める減額割合をかけて算出する金額を求め、減額の必要がある場合には、当該期の支払額を乙に通知する。

12箇月の減額ポイント合計	対象業務の対価の減額割合
11～	100%減額
6～10	50%減額
0～5	0%

※1%未満は四捨五入

別紙7 支払金額等

1 契約期間全体の支払金額及びその内訳

契約金額（対価の総額） 金 円

ただし、設計変更による耐震補強業務に係る費用及び定期調査等業務費相当額の増減額や耐震補強業務に係る費用のうち前払金や一括支払分の金額の増額等により、契約金額、内訳及び各期の支払金額は、甲乙協議のうえ、変更することがある。

（内訳）

耐震補強業務費相当額 円

うち前払い金分	円
うち上記前払い金分に係る消費税及び地方消費税	円
うち一括支払分	円
うち上記一括支払分に係る消費税及び地方消費税	円
うち割賦元本分	円
うち上記割賦元本分に係る消費税及び地方消費税	円
うち割賦手数料分合計（非課税）	円

定期調査等業務費相当額 円

うち建築物にかかる定期調査等業務費	円
うち上記建築物に係る定期調査等業務費に係る消費税及び地方消費税	円
うち建築設備にかかる定期調査等業務費	円
うち上記建築設備に係る定期調査等業務費に係る消費税及び地方消費税	円

2 支払時期及び支払金額並びにその内訳

- (1) 耐震補強業務に係る費用のうち前払い金分並びにこれに係る消費税及び地方消費税は、乙が、第59条所定の請求手続を行うことを条件として、甲が乙の請

求を受領後 21 日以内に支払う。ただし、支払い期限は、平成 24 年 3 月 31 日まで（平成 24 年 3 月 31 日が甲の休日に当たるときは、当該日後の甲の休日でない日）とする。

(2) 耐震補強業務に係る費用のうち一括支払分並びにこれに係る消費税及び地方消費税は、乙が、第 60 条所定の請求手続を行うことを条件として、甲が乙の請求を受領後 40 日以内に支払う。ただし、支払い期限は、平成 24 年 5 月 31 日まで（平成 24 年 5 月 31 日が甲の休日に当たるときは、当該日後の甲の休日でない日）とする。

(3) 各期の支払総額

支払対象期	各期の支払総額	
		うち消費税及び地方消費税
平成 23 年度 上期		
同 下期		
平成 24 年度 上期		
同 下期		
平成 25 年度 上期		
同 下期		
平成 26 年度 上期		
同 下期		
平成 27 年度 上期		
同 下期		

(4) 耐震補強業務費相当額の各期支払金額

(単位：円)

支払対象期	耐震補強業務に係る費用		
	うち 割賦元本	うち 割賦手数料 (非課 税)	うち 割賦元本に 係る消費税 及び地方消 費税
前払金分			
一括支払分			
割賦支払分			
平成23年度 上期			
同 下期			
平成24年度 上期			
同 下期			
平成25年度 上期			
同 下期			
平成26年度 上期			
同 下期			
平成27年度 上期			
同 下期			

(5) 定期調査等業務費相当額の各期支払金額

支払対象期	定期調査等業務費相当額			
	うち 建築物の定 期調査・定 期点検費	うち 建築設備の 定期調査及 び定期点検 費	うち 建築物の定 期調査・定 期検査費に 係る消費税 及び地方消 費税	うち 建築設備の 定期調査及 び定期点検 費に係る消 費税及び地 方消費税
平成 23 年度				
平成 24 年度				
平成 25 年度				
平成 26 年度				
平成 27 年度				

別紙8 耐震補強業務に係る費用の対価の決定方法

1 対象となる費用

耐震補強業務に係る費用のうちの割賦手数料

2 決定時期

落札者決定日とし、これ以降は改定を行わない。

3 決定方法

割賦手数料は、基準日の午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート17143ページに表示されている6月LIBORベース4年物(円/円)金利スワップレートを基準金利とし、基準金利に乙が入札時に提案したスプレッドを加えた合計利率により算定する。

なお、基準日は落札者決定日とする。

別紙9 耐震補強業務費相当額及び定期調査等業務費相当額の改定方法

1 耐震補強業務費相当額の改定方法

- (1) 甲又は乙は、耐震補強業務の工期内に賃金又は物価の変動により、耐震補強業務費相当額のうち耐震補強工事費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して書面をもって耐震補強工事費の変更を求めることができる。
- (2) 前号の規定による申出は、事業契約締結の日から12月を経過した後でなければこれを行うことができない。
- (3) 甲又は乙は、第1号の規定による請求があったときは、変動前残耐震補強工事費（耐震補強工事費から出来高部分に相応する耐震補強工事費を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残耐震補強工事費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残耐震補強工事費に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち、変動前残耐震補強工事費の1,000分の15を超える額につき、耐震補強工事費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残耐震補強工事費及び変動後残耐震補強工事費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき、甲乙協議のうえ定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- (5) 第1号の規定による請求は、本項の規定により耐震補強工事費の変更を行った後、再度これを行うことができる。この場合においては、第2号中「事業契約締結の日」とあるのは、「直前の本項に基づく耐震補強工事費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ耐震補強工事費が不相当となったと認められるときは、甲又は乙は、前各号の規定によるほか協議により耐震補強工事費を適当な額に変更することを求めることができる。
- (7) 前号の具体的な運用については、京都市行財政局財政部契約課の単品スライド条項に係る運用等を準用する。
- (8) 工期内にインフレーションその他の予期することのできない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず耐震補強工事費の変更を求めることができる。
- (9) 第6号及び前号の場合において、耐震補強工事費の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。
- (10) 第4号及び前号の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。

2 定期調査等業務費相当額の改定方法

(1) 対象となる費用

定期調査等業務費相当額

(2) 改定時期

毎年度の支払い時とする。

(3) 改定方法

平成N年度の定期調査等業務費相当額の支払額は、物価変動のうち改定率（価格指数比から1を控除した率とする）の絶対値が3.0パーセントを超えた部分について勘案し、次の算式に従って、改定を行うものとする。

$$P_n = P_{n-1} \times \text{CSP I}_n / \text{CSP I}_x$$

P_n : 平成N年度の定期調査等業務費相当額の支払額（改定後の支払額）

P_{n-1} : 改定前の定期調査等業務費相当額の支払額

CSP I_x : 日本銀行調査統計局が作成する企業向けサービス価格指数（総平均）の平成X年度平均値（前回改定時の指標）

CSP I_N : 平成N年度の指標

別紙 10 不可抗力による追加費用又は損害の負担割合

第 48 条第 1 項に定める追加費用又は損害については、第 10 章に規定する対価のうち耐震補強業務に係る費用から割賦手数料を控除した金額の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。また、完了検査合格時の前までに不可抗力事由に該当する複数の事由が発生した場合でも、それぞれ乙に第 48 条第 1 項に定める追加費用又は損害が生じた場合には、それらの追加費用又は損害の額をすべて合計したうえで、耐震補強業務に係る費用から割賦手数料を控除した金額の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、甲又は乙が別紙 11 の 1（乙らに付保が義務付けられている保険）に記載する保険に基づき保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、甲が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、乙が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。

別紙 1 1 の 1 乙らに付保が義務づけられている保険契約

1 耐震補強業務期間中の保険

(1) 建設工事保険

保険契約者 : []

被保険者 : []

保険の対象 : 本件耐震補強工事

保険期間 : 本件耐震補強工事着工日を始期とし、完了日を終期とする。

てん補限度額 (補償額) : 本件耐震補強工事費相当額

補償する損害 : 工事現場で発生した水災危険を含む不測かつ突発的な事故による
損害

免責金額 : 1 事故当たり 1 0 万円以下

(2) 第三者賠償責任保険

保険契約者 : []

被保険者 : 甲, 乙, []

保険期間 : 本件耐震補強工事着工日を始期とし、完了日を終期とする。

てん補限度額 (補償額) : 対人 : 1 名当たり最大 2 億円,
1 事故当たり最大 1 0 億円

対物 : 1 事故当たり最大 1 0 億円

補償する損害 : 工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額 : なし

2 定期調査等業務期間中の保険等

(1) 管理者賠償責任保険

保険契約者 : []

被保険者 : 甲, 乙, []

保険期間 : 定期調査等業務の期間とする。

てん補限度額 (補償額) : 対人 : 1 名当たり最大 1 億円,
1 事故当たり最大 1 0 億円

対物 : 1 事故当たり最大 1 億円

補償する損害 : 本件施設の使用若しくは管理又は本件施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免 責 金 額 : なし

(2) 請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険

保 険 契 約 者 : []

被 保 險 者 : []

保 險 期 間 : 定期調査等業務開始時から定期調査等業務期間終了時までとする
(毎年度更新することとしてもよい。)

てん補限度額 (補償額) : 対人 : 1名あたり最大2億円

1事故あたり最大10億円

人格権侵害担保 : 1名あたり最大100万円

物理的損壊を伴わない有体物の使用不能損害担保 : 1事故につき最大2000万円

管理下財物担保 : 1事故につき最大1億円

補償する損害 : 定期調査等業務に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免 責 金 額 : なし

別紙 11 の 2 乙の提案により任意に付保される保険契約
事業者提案書類に基づき，付保するものとする。